



SHIKOKU ALLIANCE

四国アライアンス

第3期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2025年6月27日（金）午前10時

場所

松山市一番町3丁目2番地1
ANAクラウンプラザホテル松山
本館4階
「ダイヤモンドボールルーム」

議決権行使期限

2025年6月26日（木）

午後5時30分まで



株主総会
参考書類

〈会社提案（第1号議案から第4号議案まで）〉

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

〈株主提案（第5号議案から第11号議案まで）〉

- 第5号議案 定款一部変更の件（1）
- 第6号議案 定款一部変更の件（2）
- 第7号議案 定款一部変更の件（3）
- 第8号議案 定款一部変更の件（4）
- 第9号議案 定款一部変更の件（5）
- 第10号議案 定款一部変更の件（6）
- 第11号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名解任の件



いよぎんホールディングス

証券コード：5830

(証券コード5830)
2025年6月5日
(電子提供措置の開始日2025年6月3日)

株 主 各 位

松山市南堀端町1番地
株式会社いよぎんホールディングス
代表取締役社長 三好賢治

第3期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第3期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第3期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

- ・当社ウェブサイト

<https://www.iyogin-hd.co.jp/ir/stock/meeting.html>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

- ・東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月26日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。

〔インターネット等による議決権行使の場合〕

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

〔郵送による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようにご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時	2025年6月27日（金曜日）午前10時（開場時刻：午前9時）
2. 場 所	松山市一番町3丁目2番地1 ANAクラウンプラザホテル松山 本館4階「ダイヤモンドボールルーム」
3. 目的事項 報告事項	1. 第3期（2024年4月1日から2025年3月31日まで） 事業報告及び計算書類報告の件 2. 第3期（2024年4月1日から2025年3月31日まで） 連結計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
決議事項	<会社提案（第1号議案から第4号議案まで）> 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 <株主提案（第5号議案から第11号議案まで）> 第5号議案 定款一部変更の件（1） 第6号議案 定款一部変更の件（2） 第7号議案 定款一部変更の件（3） 第8号議案 定款一部変更の件（4） 第9号議案 定款一部変更の件（5） 第10号議案 定款一部変更の件（6） 第11号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名解任の件

第5号議案から第11号議案までは株主さま（1名）からのご提案であり、取締役会としてはこれらの議案いずれにも反対いたしております。

以 上

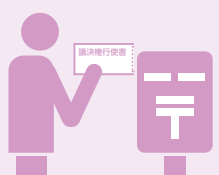
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 書面交付請求をされた株主さまへご送付している書面には、法令及び当社定款の規定に基づき、次の事項を掲載しておりません。なお、監査等委員会及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ①事業報告の以下の事項
 - ・当社の現況に関する事項のうち、企業集団及び当社の財産及び損益の状況、企業集団の使用人の状況、企業集団の主要な営業所等の状況、主要な借入先ならびにその他企業集団の現況に関する重要な事項
 - ・会社役員（取締役）に関する事項のうち、責任限定契約、補償契約及び役員等賠償責任保険契約に関する事項
 - ・社外役員に関する事項
 - ・当社の株式に関する事項
 - ・当社の新株予約権等に関する事項
 - ・会計監査人に関する事項
 - ・財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針
 - ・業務の適正を確保する体制
 - ・特定完全子会社に関する事項
 - ・親会社等との間の取引に関する事項
 - ・会計参与に関する事項
 - ②連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表
 - ③計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- 事業報告の一部を、後日インターネット上の当社ウェブサイトで動画配信する予定です。

当社ウェブサイト：<https://www.iyogin-hd.co.jp>

議決権の行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの重要な権利です。株主総会参考書類(5頁～25頁)をご検討のうえ、議決権の行使をお願い申し上げます。

**書面による
議決権行使**

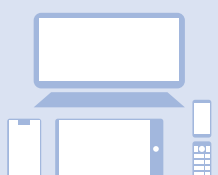


同封の議決権行使書用紙に賛否
をご表示いただき、行使期限ま
でに到着するようにご返送くだ
さい。

行 使 期 限

2025年6月26日
(木曜日)
午後5時30分到着分まで

**インターネット等による
議決権行使**



4頁【インターネット等による
議決権行使のご案内】をご高覧
のうえ、行使期限までにご行使
ください。

行 使 期 限

2025年6月26日
(木曜日)
午後5時30分まで

**当日ご出席による
議決権行使**



同封の議決権行使書用紙を会場
受付にご提出くださいますよう
お願い申し上げます。

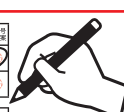
株主総会開催日時

2025年6月27日
(金曜日)
午前10時

議決権行使書の記載例

取締役会の意見にご賛同いただける場合

案 第	第1号議案 株主提案	第2号議案 株主提案	第3号議案 株主提案	第4号議案 株主提案	第5号議案 株主提案	第6号議案 株主提案	第7号議案 株主提案	第8号議案 株主提案	第9号議案 株主提案	第10号議案 株主提案	第11号議案 株主提案	第12号議案 株主提案	第13号議案 株主提案	第14号議案 株主提案	第15号議案 株主提案	第16号議案 株主提案	第17号議案 株主提案	第18号議案 株主提案	第19号議案 株主提案	第20号議案 株主提案	第21号議案 株主提案	第22号議案 株主提案	第23号議案 株主提案	第24号議案 株主提案	第25号議案 株主提案
会社提案	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛
株主提案	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛



ご賛同いただける場合、
株主提案には「賛」ではなく
「否」になりますので
ご注意ください。

取締役会の意見に反対される場合

案 第	第1号議案 株主提案	第2号議案 株主提案	第3号議案 株主提案	第4号議案 株主提案	第5号議案 株主提案	第6号議案 株主提案	第7号議案 株主提案	第8号議案 株主提案	第9号議案 株主提案	第10号議案 株主提案	第11号議案 株主提案	第12号議案 株主提案	第13号議案 株主提案	第14号議案 株主提案	第15号議案 株主提案	第16号議案 株主提案	第17号議案 株主提案	第18号議案 株主提案	第19号議案 株主提案	第20号議案 株主提案	第21号議案 株主提案	第22号議案 株主提案	第23号議案 株主提案	第24号議案 株主提案	第25号議案 株主提案
会社提案	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛
株主提案	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛

第5号議案から第11号議案は、株主さま（1名）からのご提案です。**当社取締役会は、これらの議案に反対しております。**詳細は、19頁～25頁をご参照ください。

- ※ 各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案については賛、株主提案については否の表示があったものとして取り扱います。
- ※ 第2号議案について、一部の候補者に異なる意思を表示される場合は、当該候補者の番号をご記入ください。

インターネット等による議決権行使のご案内

議決権行使期限

2025年6月26日（木曜日）午後5時30分まで

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

！ 「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

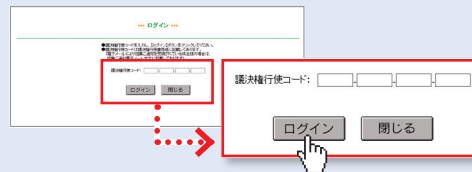
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト

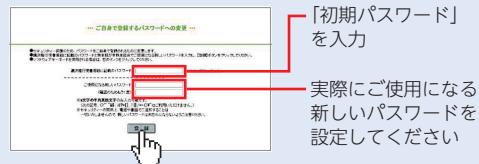
<https://www.web54.net>

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

1 ログインしてください。



2 パスワードをご入力ください。



3 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

株主提案につきましては、当社取締役会は反対しております。

ご注意事項

- 同一の株主さまが書面及び電磁的方法の双方により議決権を行使された場合は、電磁的方法による行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- 同一の株主さまが複数回電磁的方法により議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主さまのご負担となります。
- 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本株主総会に限り有効です。

お問い合わせ

- ① インターネットによる議決権行使に関してご不明点がございましたら、以下の専用ダイヤルまでお問い合わせください。
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル ☎ 0120 (652) 031 受付時間 9:00～21:00
- ② その他のご照会
ア、証券会社に口座をお持ちの株主さま お取引の証券会社あてにお問い合わせください。
イ、証券会社に口座のない株主さま（特別口座の株主さま）
三井住友信託銀行 証券代行部 ☎ 0120 (782) 031 受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く

当社は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

会社提案（第1号議案から第4号議案まで）

第1号議案から第4号議案までは、会社提案によるものであります。

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社のコーポレートガバナンス体制の強化を目的として、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 取締役会の独立性強化のため、当社の社外取締役の員数を取締役総数の3分の1以上とする規定（変更案第19条第3項）を新設するものであります。
- (2) 法令に定める監査等委員である取締役の員数が欠けた場合に備えるため、補欠の監査等委員である取締役を選任した場合の当該選任決議が効力を有する期間を2年とする旨の規定（変更案第21条第4項）を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(注) 下線____を表示した箇所が変更部分を示します。

現行定款	変更案
(員数) 第19条 当会社の監査等委員である取締役以外の取締役は、10名以内とする。 2 当会社の監査等委員である取締役は、7名以内とする。 (新設)	(員数) 第19条 当会社の監査等委員である取締役以外の取締役は、10名以内とする。 2 当会社の監査等委員である取締役は、7名以内とする。 <u>3 当会社の社外取締役は、取締役総数の3分の1以上とする。</u>
(任期) 第21条 監査等委員である取締役以外の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	(任期) 第21条 監査等委員である取締役以外の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

現行定款	変更案
3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。 (新設)	3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。 4 <u>会社法第329条第3項に基づく補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）4名全員が任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会で検討がなされましたが、特段指摘すべき事項はない旨の意見表明を受けております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名（性別）					現在の当社における地位等
1	み	よし	けん	じ	男性 再任	取締役社長 (代表取締役)
2	なが	た	ひろし		男性 再任	取締役専務執行役員 (代表取締役)
3	せん	ば	ひろ	ひさ	男性 再任	取締役常務執行役員

再任

再任取締役候補者



生年月日

1959年12月18日 (65歳)

取締役在任年数

2年8カ月 (本総会終結時)

取締役会への出席状況

14/14回 (100%)

所有する当社の株式数

34,300株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年4月 株式会社伊予銀行入行
 2004年3月 同 椿支店長
 2006年8月 同 広島支店副支店長
 2009年8月 同 大阪北支店長
 2012年8月 同 資金証券部長
 2014年6月 同 執行役員 総合企画部長兼総合企画部関連事業室長兼総合企画部ICT戦略室長
 2015年6月 同 常務執行役員 総合企画部長兼総合企画部関連事業室長兼総合企画部ICT戦略室長
 2016年6月 同 常務執行役員 営業本部副本部長
 2017年6月 同 常務取締役
 2019年6月 同 専務取締役 (代表取締役)
 2020年4月 同 取締役頭取 (代表取締役) (現任)
 2022年10月 当社 取締役社長 (代表取締役) (現任)

[担当]

●経営監査部

[重要な兼職の状況]

●株式会社伊予銀行 取締役頭取

●一般社団法人愛媛県銀行協会 会長

取締役候補者とした理由

株式会社伊予銀行において営業店長、企画部門、営業部門及び市場部門等の豊富な業務経験を有し、銀行の業務全般に精通しております。また同行頭取として経営管理を的確・公正かつ効率的に遂行しており、こうした豊富な経験や見識を取締役として活かすことにより引き続き当社グループの中長期的な企業価値の向上に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者となりました。

その他取締役候補者に関する特記事項

三好賢治氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。当社の連結子会社である株式会社伊予銀行は、三好賢治氏の重要な兼職先である一般社団法人愛媛県銀行協会との間で経常的な金融取引を行っております。



生年月日

1963年1月22日 (62歳)

取締役在任年数

2年8カ月 (本総会終結時)

取締役会への出席状況

14/14回 (100%)

所有する当社の株式数

14,103株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年4月 株式会社伊予銀行入行
 2007年8月 同 総合企画部課長
 2011年2月 同 東京支店副支店長
 2013年8月 同 総合企画部次長
 2015年2月 同 総合企画部副部長
 2016年6月 同 総合企画部長兼総合企画部関連事業室長
 2017年6月 同 執行役員 総合企画部長兼総合企画部関連事業室長
 2019年6月 同 常務執行役員 総合企画部長兼総合企画部関連事業室長
 2021年6月 同 常務取締役
 2022年6月 同 専務取締役 (代表取締役) (現任)
 2022年10月 当社 取締役専務執行役員 (代表取締役) (現任)

[担当]

- 経営企画部
- 秘書室
- 人事企画部

[重要な兼職の状況]

- 株式会社伊予銀行 専務取締役

取締役候補者とした理由

株式会社伊予銀行において、企画部門及び市場部門等の豊富な業務経験を有し、銀行の業務に精通しております。こうした豊富な経験や見識を取締役として活かすことにより引き続き当社グループの中長期的な企業価値の向上に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者となりました。

その他取締役候補者に関する特記事項

長田浩氏と当社及び当社のグループ会社との間には、特別の利害関係はありません。



生年月日

1965年10月7日（59歳）

取締役在任年数

1年（本総会終結時）

取締役会への出席状況

11/11回（100%）

所有する当社の株式数

12,276株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年4月 株式会社伊予銀行 入行
 2009年4月 同 審査第2部 審査役
 2010年8月 同 審査第2部 シップファイナンス室 審査役
 2011年8月 同 審査部 シップファイナンス室 課長
 2014年6月 同 波止浜支店 店長
 2016年10月 同 波止浜グループ 長兼波止浜支店 店長
 2017年8月 同 審査部 部長
 2018年6月 同 執行役員 審査部 部長
 2019年6月 同 執行役員 東京支店 店長兼市場営業室 室長
 2020年6月 同 常務執行役員 東京支店 店長兼市場営業室 室長
 2021年6月 同 常務取締役 営業本部長
 2022年6月 同 常務取締役 法人営業本部長
 2022年10月 当社 常務執行役員
 2023年6月 株式会社伊予銀行 常務取締役（現任）
 2024年6月 当社 取締役常務執行役員（現任）

〔担当〕

—

〔重要な兼職の状況〕

●株式会社伊予銀行 常務取締役

取締役候補者とした理由

株式会社伊予銀行において営業店長及び審査部門等の豊富な業務経験を有し、銀行の業務に精通しております。こうした豊富な経験や見識を取締役として活かすことにより引き続き当社グループの中長期的な企業価値の向上に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者となりました。

その他取締役候補者に関する特記事項

仙波宏久氏と当社及び当社のグループ会社との間には、特別の利害関係はありません。

その他取締役候補者に関する特記事項

当社及びグループ会社は、取締役及び執行役員全員を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D＆O保険）契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補することとしております（保険料は当社が全額負担しております）。ただし、被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。第2号議案の取締役候補者については全員がすでに当該保険契約の被保険者となっており、選任が承認された場合、引き続き被保険者となります。なお、当該保険契約は2025年10月3日に更新する予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役1名が任期途中で辞任いたしました。つきましては、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

たわ
田 和

ひろし
宏

男性

新任

社外

独立



生年月日

1959年10月2日（65歳）

監査等委員である取締役（社外）の在任年数

—

取締役会への出席状況

—

監査等委員会への出席状況

—

所有する当社の株式数

2,000株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1984年 4 月 経済企画庁入庁
- 2012年 12月 内閣官房日本経済再生総合事務局次長
- 2014年 7 月 内閣府政策統括官（経済財政分析担当）
- 2016年 6 月 内閣府政策統括官（経済社会システム担当）
兼 規制改革推進室長
- 2019年 7 月 内閣府審議官
- 2021年 9 月 内閣府事務次官
- 2021年 10月 内閣府事務次官
兼 新しい資本主義実現本部事務局長代理
- 2024年 7 月 内閣府顧問
- 2025年 1 月 株式会社日本総合研究所顧問（現任）

[担当]

—

[重要な兼職の状況]

●株式会社日本総合研究所顧問

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

事務次官をはじめとする内閣府の要職を歴任するなど、組織運営及び金融全般に関する豊富な経験と高い見識を有しており、特にガバナンスの強化、金融高度化における観点から適切な監督や有益な助言等によって、当社グループの中長期的な企業価値の向上に貢献いただくことを期待し、社外取締役候補者となりました。

新任

新任取締役候補者

社外

社外取締役候補者

独立

証券取引所届出独立役員

その他取締役候補者に関する特記事項

- (1) 田和宏氏は、当社の社外取締役候補者であります。
- (2) 田和宏氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。同氏は、当社の社外取締役の独立性基準（18頁）を満たしております。
- (3) 本議案が承認された場合には、田和宏氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
- (4) 本議案が承認された場合には、当社は田和宏氏との間で、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく監査等委員である取締役の責任の限度額は法令に定める最低責任限度額となります。
- (5) 当社及びグループ会社は、取締役及び執行役員全員を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D＆O保険）契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補することとしております（保険料は当社が全額負担しております）。ただし、被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。田和宏氏の選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含められます。なお、当該保険契約は2025年10月3日に更新する予定であります。
- (6) 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

第4号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

おお

大

くま

熊

のぶ

伸

さだ

定

男性

社外

独立



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1996年4月 弁護士登録
1996年4月 米田功法律事務所入所
2013年4月 弁護士法人松山中央法律事務所 社員（現任）
2015年4月 愛媛弁護士会 会長
2016年5月 愛媛県労働委員会 公益委員
2023年4月 四国弁護士連合会 理事長
2024年4月 日本弁護士連合会 副会長

[担当]

—

[重要な兼職の状況]

●弁護士法人松山中央法律事務所 社員

生年月日

1967年5月2日（58歳）

監査等委員である取締役
（社外）の在任年数

—

取締役会への出席状況

—

監査等委員会への出席状況

—

所有する当社の株式数

0株

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

弁護士としての豊富な経験と高い見識及び企業法務における高度な専門性を有しており、法令遵守の観点から適切な監督や有益な助言等によって、当社グループの中長期的な企業価値の向上に貢献いただくことを期待し、補欠の社外取締役候補者としてしました。

社外 社外取締役候補者

独立 証券取引所届出独立役員

その他取締役候補者に関する特記事項

- (1) 大熊伸定氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
- (2) 大熊伸定氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。同氏は、当社の社外取締役の独立性基準（18頁）を満たしております。
- (3) 大熊伸定氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、大熊伸定氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
- (4) 大熊伸定氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当社は大熊伸定氏との間で、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく監査等委員である取締役の責任の限度額は法令に定める最低責任限度額となります。
- (5) 当社及びグループ会社は、取締役及び執行役員全員を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補することとしております（保険料は当社が全額負担しております）。ただし、被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。大熊伸定氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれます。なお、当該保険契約は2025年10月3日に更新する予定であります。

<ご参考>選任後の監査等委員会の構成

氏 名	現在の当社グループにおける地位等及び重要な兼職の状況
伊藤 眞道	監査等委員である取締役
上甲 啓二（社外）	監査等委員である取締役
野間 自子（社外）	監査等委員である取締役 三宅坂総合法律事務所 パートナー 株式会社エイジス 監査役（社外） アクシスコンサルティング株式会社 監査等委員である取締役（社外）
田和 宏（社外）	—

※監査等委員である取締役の任期は2年であり、伊藤眞道氏、上甲啓二氏及び野間自子氏は2024年6月の第2期定時株主総会において選任され就任しております。

(ご参考)

第2号議案及び第3号議案をご承認いただいた後の取締役会の構成とスキル・マトリックス

氏名	企業経営 ガバナンス	コンサル ティング 地方創生	人財 戦略	法務 リスクマネ ジメント	財務戦略 会計	GX	市場運用 国際	DX ICT
三好 賢治 取締役社長 男性	●	●	●	●	●	●	●	●
長田 浩 取締役専務執行役員 男性	●	●	●	●	●	●	●	●
仙波 宏久 取締役常務執行役員 男性	●	●		●			●	●
伊藤 眞道 取締役監査等委員 男性	●	●		●				
上甲 啓二 取締役監査等委員 男性 社外 独立	●	●	●	●				
野間 白子 取締役監査等委員 女性 社外 独立	●			●				
田和 宏 取締役監査等委員 男性 社外 独立	●	●	●	●		●		●

※上記一覧表は、各人の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

社外 社外取締役 独立 証券取引所届出独立役員

スキルの詳細と選定理由

スキル項目	スキルの詳細と選定理由
企業経営・ガバナンス	長期ビジョン「新たな価値を創造・提供し続ける企業グループ」を実現するためには、経営や組織運営に関する知識・経験を有し、強固なガバナンスのもと、経営環境に応じた経営戦略を策定・遂行する必要があるため選定しました。
コンサルティング・地方創生	地域社会やお客さまの成長・発展を支援するためには、海事産業を始めとする地場産業に関する知識・経験に加えて、先進的で質の高い、総合的なサービスに関する知識・経験を有し、地域社会やお客さまに最適なコンサルティングを提供できる必要があるため選定しました。
人財戦略	DHDモデルを昇華させ「稼ぐ力」を高めるためには、人的資本経営に関する知識・経験を有し、「営業×人財」の構造改革の実行を通じて、専門的かつ多様な人財の能力を最大限発揮する必要があるため選定しました。
法務・リスクマネジメント	企業価値の向上に向けて適切なリスクテイクを行うためには、各種リスクに関する知識・経験を有し、適切なリスクマネジメントが行える必要があるため選定しました。
財務戦略・会計	企業価値の向上に向けて当社グループへ与える経済インパクトを極大化するためには、財務会計に関する知識・経験を有し、適切な資本運営とバランスの取れたコストコントロールを行う必要があるため選定しました。
G X	豊かな地球環境・自然資本の維持に貢献するためには、環境分野の知識・経験を有し、自社グループの脱炭素化に向けた取組みを進めるとともに、お客さまの気候変動対応や脱炭素経営を支援できる必要があるため選定しました。
市場運用・国際	企業価値の向上に向けて安定的な収益を確保し続けるためには、有価証券運用や国際業務に関する知識・経験を有し、市場運用における適正な判断が行える必要があるため選定しました。
D X ・ I C T	DHDモデルを昇華させ「稼ぐ力」を高めるためには、デジタル技術に関する知識・経験を有し、チャネルの充実やインフラの高度化を図る必要があるため選定しました。

(ご参考) 当社社外取締役の独立性基準

取締役会は、以下の事項に該当しない場合、当該社外取締役に独立性があると判断する。なお、形式的に以下の事項に該当する場合でも、独立役員に適すると考える理由を対外的に説明することを条件に、当該社外取締役に独立性があると判断する。

1. 当社または当社のグループ会社（親会社、子会社及び関連会社、以下同じ。）の業務執行者（会社の業務執行取締役、執行役、支配人その他の使用人、その他法人並びに団体の業務を執行する役員、理事、使用人及びこれらに類する者として業務を執行する者、以下同じ。）である者及びその就任の前10年以内において業務執行者であった者
2. 当社グループを主要な取引先（以下の（1）または（2）に該当）とする者またはその業務執行者
 - （1）当社グループからの借入が最も多く、かつ、債務者区分が要管理先以下であるなど資金調達に関して当社グループに代替性がない程度に依存していること
 - （2）借入以外の通常の商取引については、当社グループとの取引額が当該取引先の売上高（複数の会社等の業務執行者である場合には各会社の売上高）の2%超であること
3. 当社グループの主要な取引先（当社グループの経常収益の2%超の取引）またはその業務執行者
4. 当社グループから、役員報酬以外に一定額（過去3事業年度の平均で年間1,000万円または当該団体の総収入の2%のいずれか大きい方の金額）を超える報酬を得ている者（弁護士、公認会計士もしくは税理士その他のコンサルタント）、または当該団体に所属する者
5. 当社グループから、一定額（過去3事業年度の平均で年間1,000万円または当該団体の総収入の2%のいずれか大きい方の金額）を超える寄付金を得ている団体の業務執行者
6. その就任の前5年以内において上記2から5に掲げる者に該当していた者
7. 下記に掲げる者の配偶者または2親等以内の親族及び生計を一にする者
 - （1）当社または当社のグループ会社の重要な業務執行者（業務執行取締役、執行役員、部長及びこれらに類する重要な業務を執行する者、以下同じ。）
 - （2）上記2から5に掲げる者のうち重要な業務執行者にあたる者

株主提案（第5号議案から第11号議案まで）

第5号議案から第11号議案までは株主提案によるものであります。なお、提案株主さま（1名）の議決権の数は、302個であります。

各議案の提案内容及び提案理由は、形式的な修正を除き、提案株主さまから提出されたものを原文のまま記載しております。

■ 株主提案とは

会社法は、一定の要件を充足する場合に株主提案権を認めております。このご提案につきましては、法令・定款違反等の場合を除いて、内容の如何にかかわらず、会社は議案を掲載することが義務付けられております。

今回、株主さま（1名）からご提案をいただいております、上記を踏まえた検討の結果、ご提案全てを掲載しております。

第5号議案

定款一部変更の件（1）

1. 提案内容

定款 第3章 株主総会（招集権者および議長）第15条 株主総会は、取締役社長が招集し、議長になるとなっている。これを改め、株主総会は取締役社長がこれを招集し、議長は毎年「会長・社長」が交代し議長を務めるに変更。

2. 提案理由

社長三好賢治氏の議長運営に疑問。例えば提案権株主の補足説明は短く抑えこむ。

議長の器量が全くない。三好氏は、常に提案権者に5分以内の「補足を」を求める。私の提案事項は多数で時間が係る。いつも説明不足である。

株主配当を出し渋る三好氏だが、「純利益500億円」などと氣勢を上げたがる。

いよざんHDの政策保有連結純資産比率は50%超である。

金融庁は政策保有株について厳しい。預金保険制度で優遇された銀行が貸し出しより政策株が儲かるとの銀行は株式投資に専念し、銀行免許を返上した方がよいとまで言われている。全く其のとおりの銀行。株主還元は徹底的に考えないケチ精神が宿る銀行である。最後に総会開催時間は会社法や定款で一定のルールはある。

しかし、三好氏の姑息な議事進行は毎年出席して嫌気がさす。

私は方針を変えた。昨年より対話もなく、説明不足を貫く取締役会は無視、金融庁へ直接出向き申すことが一番。

<取締役会の意見>

取締役会としては、本株主提案に対して反対いたします。

取締役社長が毎年株主総会の議長を務めるとする現行の規定に何ら問題はなく、また、取締役会長と取締役社長が毎年交代で議長を務めるとすることの合理的な理由もないと考えます。

なお、当社は、株主総会にご来場いただいた、多くの株主さまからご発言をいただきたいと考えていることから、株主さまお1人あたりの発言時間等に一定の制限を設けさせていただく場合があります。

従って、定款に本議案のような規定を設けるべきではないと考えます。

第6号議案

定款一部変更の件（2）

1. 提案内容

定款 第4章（任期）について

第21条の3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の任期は退任した監査等委員である取締役の任期満了時までとなる。一部を変更。取締役が退任した緊急時は臨時株主総会を直ちに開き監査等委員である取締役を補充選任する。

2. 提案理由

第21条の3 に値する事例が発生。田中琢二氏は24年11月いよぎんHDの取締役を約5ヵ月で退任し、同年12月にはB o f A証券日本法人副会長に就任。低配当の田舎銀行に見切りをつけた。同証券の親会社は米国本社で、世界で2番目の総資産の金融グループである。「コーポレートガバナンスコード」の原則では、独立社外取締役を3分に1以上選任することが条件。

その結果、いよぎんHDの「コーポレートガバナンスコード」の原則の遵守違反。法的拘束力は無いとはいえ、プライム市場の一員。収益自慢の企業にしては低レベル。

また株主・利害関係者に対する「信義則違反」にあたる。

その結果、株主からの評価の低下や企業として信用が損なわれた。

取締役は常に株主の利益を優先に考える義務（忠実義務）を持つべきだ。

今回の失敗は選任時の取締役会の「情報不足や評価不足」に起因がある。田中氏は簡単に同業種の最高レベルに飛んだ。補充すべき案件である。

<取締役会の意見>

取締役会としては、本株主提案に対して反対いたします。

取締役会は、本株主総会において、コーポレートガバナンス体制の強化を目的として、当社の社外取締役の員数を取締役総数の3分の1以上とする規定等を定款に新設する旨の議案（第1号議案）を提案いたします。また、併せて、補欠の監査等委員である取締役（社外取締役）の選任議案（第4号議案）を提案いたします。

第1号議案、第4号議案を承認いただきました後は、万一、当社の社外取締役の員数が取締役総数の3分の1を下回る事となった場合に、臨時株主総会を開催することなく、速やかに、当該補欠の監査等委員である取締役（社外取締役）が、正式な監査等委員である取締役（社外取締役）に就任することができる体制となります。

従って、定款に本議案のような規定を設けるべきではないと考えます。

定款一部変更の件（3）

1. 提案内容

いよぎんホールディングスグループ内での行員による不祥事は、速やかに株主・利害関係者に対して公表する。

2. 提案理由

2024年6月26日四国アライアンス証券(株)の職員が女性名義のキャッシュカードを不正に使用し、愛媛県警に逮捕された。公表された日時は2024年6月27日「いよぎんホールディングス第2回定時株主総会が松山市内で開催された1日後である。

まさに「いよぎんホールディングス子会社社員逮捕」公表は意図的に第2回定時株主総会開催後であった。純利益500億円の発表は、テレビ・新聞等に大きく映り、三好頭取の自慢顔はすごかった。自慢顔はいいが「いよぎんHD」はプライム市場の一員として「いよぎんHD」はコーポレートガバナンスコードの原則を遵守しなければならない立場。頭取・総会議長職の株主軽視の顔に、いや気がさす。愛銀でも行員によるトラブルはあった

しかし、いよぎんHDより、速やかな発表である。また、政策保有株も多い。地銀上位20行で7番。役員に送る言葉。「不祥事は」速やかに発表。日和見的な発表は辞めるべきだ。

<取締役会の意見>

取締役会としては、本株主提案に対して**反対**いたします。

2024年6月26日に発生した当社グループ元職員の逮捕につきましては、第2期定時株主総会の前日に発覚しておりましたが、逮捕の事実のほか正確な情報を把握するには至らず、公表の内容について十分に精査する必要があったことから、結果的に公表が定時株主総会の後になったものであり、意図的に公表を遅らせたものではありません。

加えて、定款は会社の組織や運営に関する基本事項を定めるものであり、個別具体的な事項について規定することは適切ではないと考えます。

従って、定款に本議案のような規定を設けるべきではないと考えます。

第8号議案

定款一部変更の件（4）

1. 提案内容

「財務・金融監督官庁等」からの天下りを取締役会は自粛する。

2. 提案理由

㈱いよぎんHDは2024年11月29日付け（適時報告）で、監査等委員辞任に関するお知らせで「当社の監査役等委員である取締役田中琢二氏が2024年11月30日で本人の一身上の都合により辞任と発表。実は転職。

田中琢二氏は元関東財務局長。金融庁から地銀に良く通達が発信される。コーポレートガバナンスコードの原則遵守の大本令である。

今回、提案の神髄とは「コーポレートガバナンスコードの原則」遵守の大本令を指示する関係役所からのOBであります。今回の問題点、コーポレートガバナンスコードの各原則を実施しなければ、独立社外取締役を3分の1以上選任するとの要件を満たさないことになる。今回の事例に対し、「取締役会は2025年6月開催予定の定時株主総会后」に、この要件を満たせるよう、独立取締役候補者の人選を進めますとコメントを出し、どこ吹く風の曖昧模糊の役員答弁。選任ミスを起こしたのは取締役会である。

<取締役会の意見>

取締役会としては、本株主提案に対して**反対**いたします。

取締役候補者の選任は、その出身にかかわらず、能力、経験、見識等の多様な観点から検討し、決定されるべきものであり、会社の根本原則である定款において、監督官庁出身者であることをもってこれを一律に自粛する旨の定めを置くことは、適任者の選任の制約にもなりかねず、不適當であると考えます。

従って、定款に本議案のような規定を設けるべきではないと考えます。

第9号議案

定款一部変更の件（5）

1. 提案内容

第4章 第25条 取締役の報酬額を個別に変更。

2. 提案理由

いよぎんHDの利益剰余金は、すべて株主のもの。

株主の配当金は取締役会の匙加減で決まる。高額な個別役員報酬は闇の中。

政策保有株は地銀上位20社中7番。PBR（倍）0.53と低い。また、政策保有株約4,279億円と貯め込んでいる。将来必ずアクティビストに狙われる。食べごろのいよぎんHDである。取締役会の利益剰余金の使い方は半端でない。現在建築中の本社ビル。巨大ビルがなぜ必要か謎だらけ。巨大本社ビルは利益を生まない巨大なシロモノ。有り余る利益剰余金を異常に使いたがる役

員。株主を低配当で押さえつけ、利益剰余金は建築物か自社株買い。株主の配当は最後で気にもしない。

私の所有株、1. 山口FGは通期60円の配当金。今後70円予定。また配当予想利回りは3.85%。同じく、2. ひろぎんHDは現在、通期47円の配当金。予定配当金額は48円。配当予想利回りは4.24%。いよぎんHD配当予想利回りは2.66%と低すぎる。

個別役員報酬の公開を求める。

<取締役会の意見>

取締役会としては、本株主提案に対して**反対**いたします。

当社は、株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員である取締役を区別して、それぞれ、その年間報酬総額の限度額等を決議しております。

また、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等については、株主総会で定められた総額の限度額の範囲内で、独立社外取締役等で構成される指名報酬等委員会による審議及び答申を経て、取締役会において決議しており、監査等委員である取締役の報酬は、株主総会において定められた総額の限度額の範囲内において、常勤・非常勤の別、監査業務の分担状況等を勘案し、監査等委員の協議をもって決定しております。

なお、当社は法令に基づき、事業報告及び有価証券報告書等において取締役の報酬の決定方針及び取締役の報酬等の総額等を開示しており、取締役の報酬決定の公正性及び開示の適切性は十分に確保されております。

従って、定款に本議案のような規定を設けるべきではないと考えます。

第10号議案

定款一部変更の件（6）

1. 提案内容

融資先や大株主である立場の企業に対し、OBを社外取締役として就任させない。

2. 提案理由

いよぎんHDは、東証が進める上場企業の数より質を重視する方針に従うべきだ。

東証スタンダードの「ダイキアクシス」に伊予銀OB三好年久氏が社外取として就任。独占中のポスト。伊予銀は60万株（4.4）所有。問題は創業一族の資産管理会社が筆頭株主として約30.2%超え、会長（0.9）流通株は超薄の企業。新たに創業家3代目の祐貴氏が代取社長に就いた。入社6年で31歳の若さ。売上高は毎年上昇するが、利益率は毎年下降線の一途。露骨な世襲制度企業。また、三代目が大好きな伊予銀は負債総額590億円で定時株主総会2日後に平気で民事再生法を申請した「丸住製紙(株)」に約50億円の貸倒引当金。時代錯誤の企業が大好きな銀行である。東証改革に背き、一族財産管理会社・銀行・従業員持株で約40%超えのダイキアクシス。丸住製紙(株)も創業家三代目社長。伊予銀は社会の公器。投資家の投資対象に対し、厳しく眼を向け役割を果たすべきだ。

<取締役会の意見>

取締役会としては、本株主提案に対して**反対**いたします。

当社グループの退職者が他社の社外取締役に就任することは、本人の職業選択の自由にも関わるものであり、当社がこれを正当な理由なく妨げるべきではないと考えております。

加えて、定款は会社の組織や運営に関する基本事項を定めるものであり、個別具体的な事項について規定することは適切ではないと考えます。

従って、定款に本議案のような規定を設けるべきではないと考えます。

第11号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名解任の件

1. 提案内容

取締役（監査等委員である取締役を除く）取締役 仙波 宏久氏を解任する。

2. 提案理由

取締役の一員である仙波氏は政策保有株の対純資産比率が約50.8%で政策保有株約4,279億円であることが、不自然と感じていない。株を売却し、ROEの改善や株主還元を進めなければならないことも感じてない。またPBR0.53で企業の解散価値である1倍を超えてなく上場意義を今後問われるだろう。純利益500億円で浮かれている場合ではない。グループ内の四国アライアンス社員による不祥事・田中社外取締役は任期途中のリタイアなど、今期は不祥事のオンパレード。景気の氣勢はいいが、不祥事も絶好調のいよざんHD。利益が10分の1である愛銀との配当金の差は僅か6円。

愛銀34円・いよざんHD40円と少額。取締役会は豊富に貯まった利益剰余金で、豪華なビルを建て放題の上機嫌。下界の眺めは、さぞ最高気分だろう。

阿波銀90円・百十四銀120円。最後は株主代表訴訟において最高裁で判例を作った。

歴史的な四国銀行。配当金は50円である。株主還元を無視する仙波氏を解任。

<取締役会の意見>

取締役会としては、本株主提案に対して**反対**いたします。

取締役常務執行役員仙波宏久氏は、取締役就任以来、豊富な業務経験と高い見識を活かし、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督等の点において、当社グループの中長期的な企業価値の向上に向けて尽力しており、十分にその職責を果たしております。

以 上

(ご参考) 政策保有株式について

当社は、コーポレートガバナンス・コード【原則1－4. 政策保有株式】に基づき、コーポレートガバナンス・ガイドラインにおいて以下のとおり開示しています。

当社グループは、相手企業との取引関係あるいは協力関係の維持・強化など政策目的で株式を保有する場合には、当社の株主さまの利益を不当に害することのないよう、リスク・リターンについても十分に分析し適切な運用に努める。

当社グループは、政策保有株式の適切な議決権行使が当社の株主さまに対する責任であるとの考えのもと、当社グループと相手企業双方の持続的成長と中長期的な企業価値に資するか否かを基準として、議決権行使助言会社や機関投資家における行使基準も参考にしながら、議決権を行使する。

取締役会は、政策保有株式について「投資面」および「政策面」から評価・分類し、年に1回以上、保有継続可否の検証を行い、政策保有株式の縮減を進める。

このコーポレートガバナンス・ガイドラインに則って、当社の子会社である伊予銀行では、「投資面」については株式および預貸金取引等から算定したRORAがCAPMや配当成長モデルによる株主資本コスト等に見合うか否かで評価し、「政策面」については当初取組み時に期待していたとおり取引拡大が図られているか否か等で評価しております。

その上で、すべての株式について個社別に合理性の検証結果を取締役に付議しており、合理性に乏しいと判断される先については取引条件の改善交渉等を行い、改善が図られないようであれば取引先企業の十分な理解を得た上で売却を進めてまいります。

なお、政策保有株式の議決権につきましては、規程に定める行使基準に基づき、「伊予銀行と相手企業双方の持続的成長と中長期的な企業価値に資するか否か」を基本的考え方として、議決権行使助言会社や機関投資家における行使基準も参考にしながら、行使についての判断を行っております。

以上の方針に基づき、以下のとおり政策保有株式の縮減を進めております。なお、2024年度中期経営計画において、「**2026年度末までに政策保有株式（上場株式）を取得原価ベースで250億円削減する**」ことを目標として設定致しました。

政策保有株式の推移

	2022年 3月末	2023年 3月末	2024年 3月末	2025年 3月末
銘柄数（銘柄） （うち上場株式）	308 (184)	301 (178)	299 (175)	276 (152)
取得原価（百万円） （うち上場株式）	92,549 (81,321)	84,833 (73,711)	83,699 (72,376)	76,587 (65,262)
貸借対照表計上額（百万円） （うち上場株式）	318,399 (307,171)	353,796 (342,674)	392,593 (381,269)	323,529 (312,204)

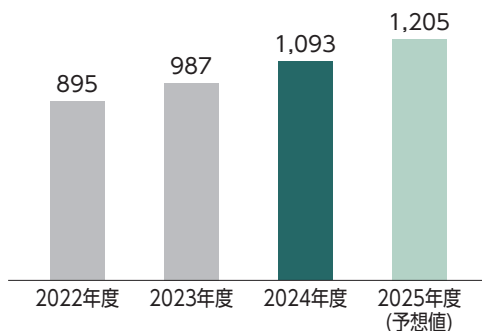
(ご参考)

財務ハイライト

※2021年度以前は伊予銀行グループの実績を記載しております

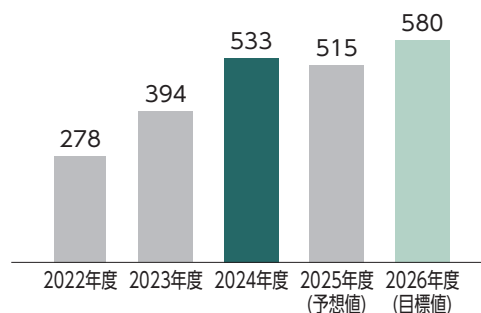
連結コア業務粗利益

(単位：億円)



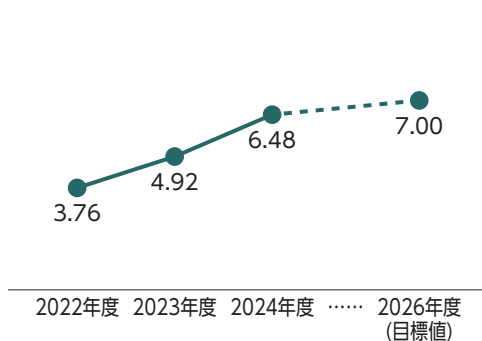
親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：億円)



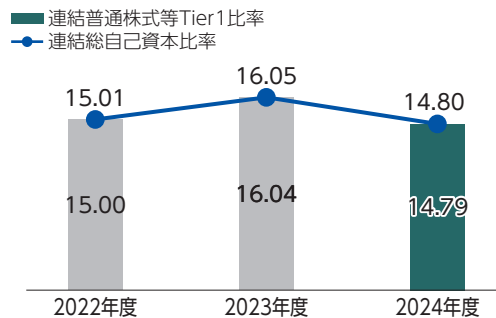
連結ROE (純資産ベース)

(単位：%)



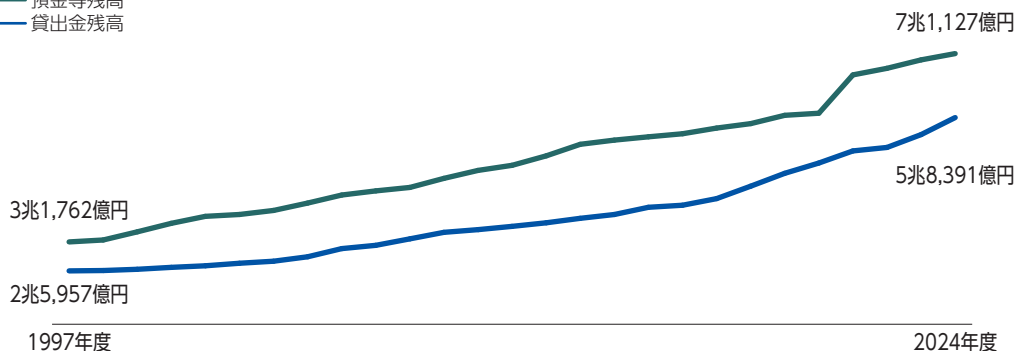
連結総自己資本比率・連結普通株式等Tier1比率

(単位：%)



預貸金

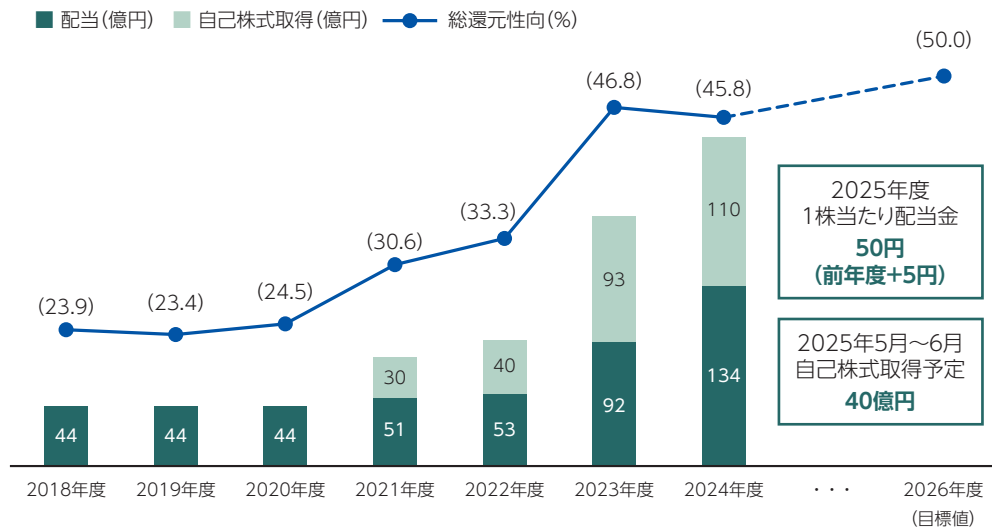
— 預金等残高
— 貸出金残高



株主還元方針

※2021年度以前は伊予銀行グループの実績を記載しております

配当・自己株式取得の方針



株主さまご優待制度

株主の皆さまの日頃のご支援に感謝するとともに、当社株式への投資魅力を高め、より多くの皆さまに当社株式を保有いただくことを目的として、株主さまご優待制度を導入しております。

制度概要

- 100株以上1,000株未満保有の株主さま：ご優待品
- 1,000株以上保有の株主さま：以下から選択

	1,000株以上5,000株未満	5,000株以上
愛媛県産品		
TSUBASA アライアンス 共同企画特産品	5,000円相当	10,000円相当
株主さまご優待定期預金 (伊予銀行のスーパー定期1年物の店頭表示利率+年0.50%)	預入金額10万円以上 100万円以下	預入金額10万円以上 200万円以下
日本赤十字社への寄付	5,000円寄付	10,000円寄付

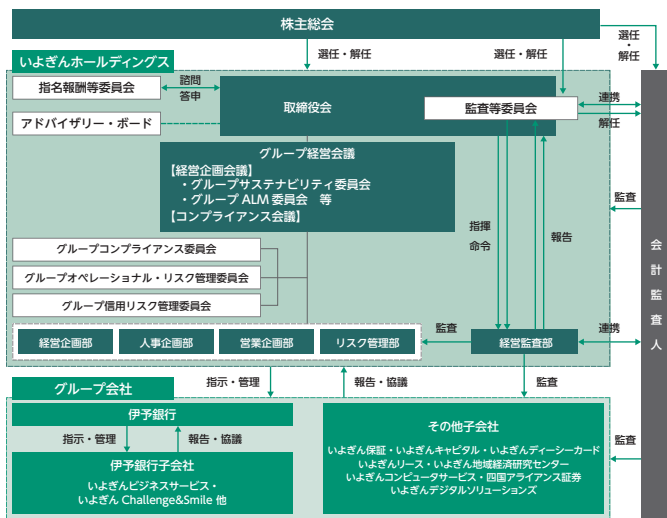
長期にわたりより多くの当社株式を保有していただくことを目的として、2026年3月末を基準日とする株主さまご優待制度から、本制度の内容を一部変更させていただきます。

(詳細はhttps://www.iyogin-hd.co.jp/press-release/pdf/release_20250130.pdfをご参照ください)



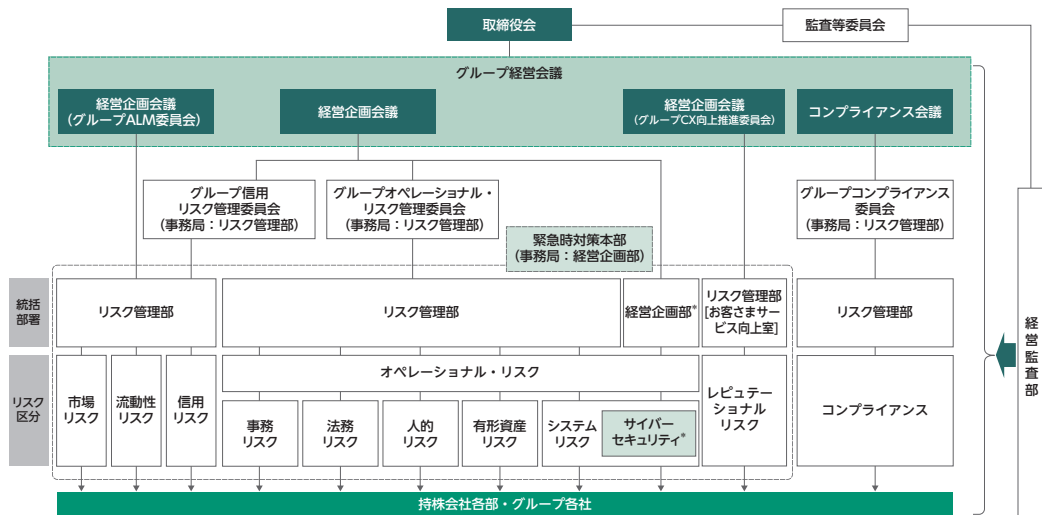
ガバナンス体制

コーポレートガバナンス体制



- ・当社と伊予銀行は監査等委員会設置会社であり、グループ中核企業である両社には、取締役会において議決権をもつ社外取締役の参画を得て、経営の透明性・客観性の確保を図っております。
- ・また、当社と伊予銀行を同じ会社形態とすることで、一貫した内部管理体制を構築（両社は内部監査部門を活用した組織的な監査を実施）しております。
- ・上記の体制整備に加えて、その他グループ会社の監査役とも連携し、グループ全体としての管理・監督機能の向上につなげております。
- ・さらに、当社による経営管理（グループ経営方針・計画の策定）のもと、各グループ会社が業務の実行に専念できる体制を構築し、戦略的かつ効率的なグループ運営に取り組んでおります。

リスク管理体制



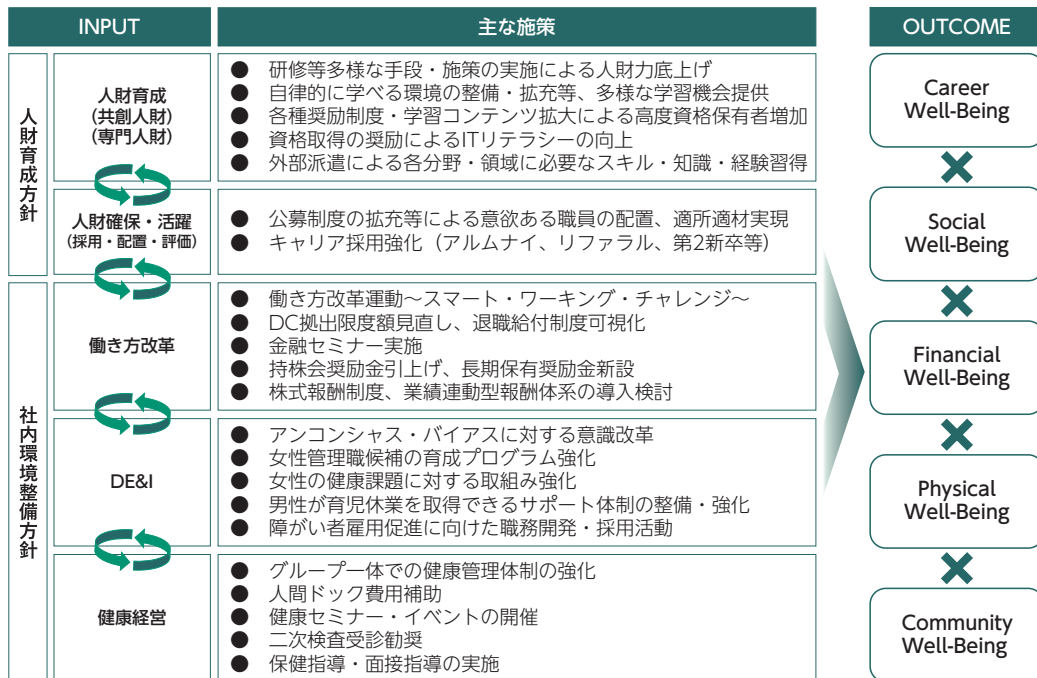
*サイバーセキュリティに関する対応は、グループ会社も含む組織横断的機関であるI-CSIRT（当社グループにおけるCSIRT/事務局：経営企画部）が担っており、サイバー攻撃に対する早期警戒及び緊急時対応に係る態勢を整備しております。

人的資本経営

人的資本経営

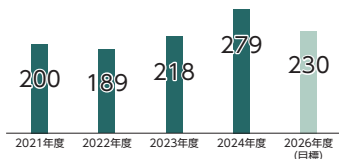
当社グループでは、人財を競争優位の源泉の一つと位置付け、全ての従業員の5つのWell-Being (Career、Social、Financial、Physical、Community) 実現を目指し、人財育成及び社内環境整備に取り組んでおります。

※いよぎんグループWell-Being = Better Work, Better Life. より良い人生のために、より良い仕事を。



人財育成投資額

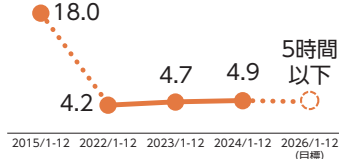
※伊予銀行
(単位：千円)



「人財育成に過剰投資はない」との信念のもと積極的な人財育成投資を継続しております。

時間外労働時間数

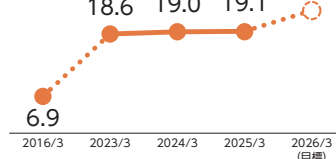
※伊予銀行
(単位：時間)



働き方改革運動「スマート・ワーキング・チャレンジ」の継続的な実施により、労基法上時間外労働時間数は低水準を維持しております。

女性役員比率

※伊予銀行
(単位：%)



積極的にジェンダー平等を進めており、女性役員比率は着実に上昇しております。

第3期（2024年4月1日から 2025年3月31日まで）事業報告

1. 当社の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

<企業集団の主要な事業内容>

当社グループは、銀行持株会社である当社及び株式会社伊予銀行（以下「伊予銀行」といいます。）を含む連結子会社18社から構成される企業集団であり、瀬戸内圏域及び愛媛県を主要な営業基盤として、銀行業務に加え、証券業務、リース業務及び各種コンサルティング業務等を通じて、金融分野のみならず非金融分野も含めた総合サービスを地域の皆さまに提供しております。

<金融経済環境>

当期のわが国経済は、エネルギー・原材料価格の高騰や物価上昇の影響を受けながらも、個人消費の回復や観光需要の増加に支えられ、緩やかな持ち直しがみられました。先行きにつきましては、今春闘で高い賃上げ率が見込まれることや、人手不足を背景とした企業の設備投資意欲による景気の下支えが期待される一方で、米国の相互関税措置による世界経済減速の懸念が高まっており、その影響を慎重に見極める必要があります。

愛媛県経済においても、物価上昇による家計への影響がみられるものの、全国同様に緩やかに回復しております。先行きにつきましては、国内物価の動向に加え、中国における不動産市場の停滞、米国の相互関税措置等による影響により、慎重な見方が強まっています。

<企業集団の事業の経過及び成果>

このような経済環境のなか、当社グループは、グループ企業理念「〔存在意義〕潤いと活力ある地域の明日を創る」「〔経営姿勢〕最適のサービスで信頼に応える」「〔行動規範〕感謝の心でベストをつくる」に基づき、長期ビジョン「新たな価値を創造・提供し続ける企業グループ」を実現するため「2024年度中期経営計画」を策定いたしました。

「2024年度中期経営計画」の概要は以下のとおりです。

グループ企業理念

- 存在意義：潤いと活力ある地域の明日を創る
- 経営姿勢：最適のサービスで信頼に応える
- 行動規範：感謝の心でベストをつくす

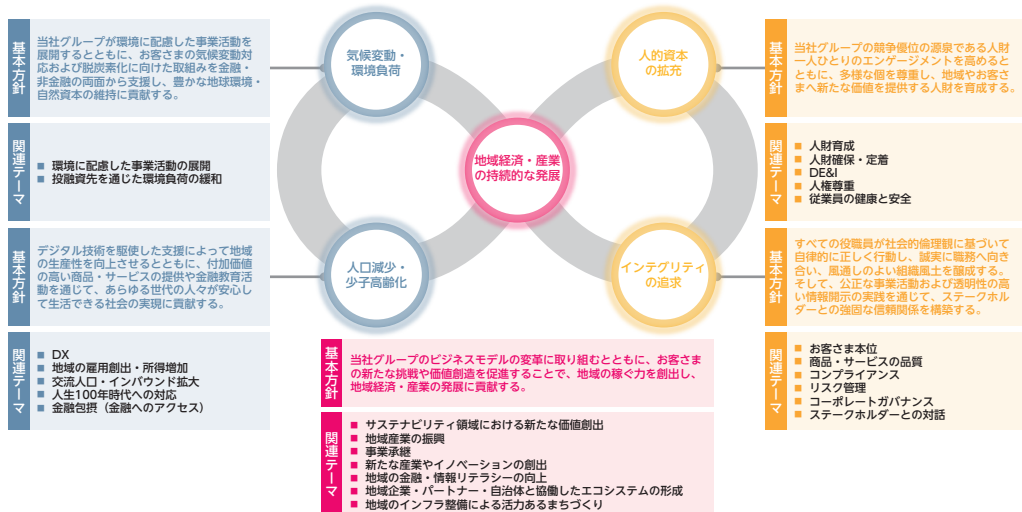
長期ビジョン

- 新たな価値を創造・提供し続ける企業グループ

「2024年度中期経営計画」の策定

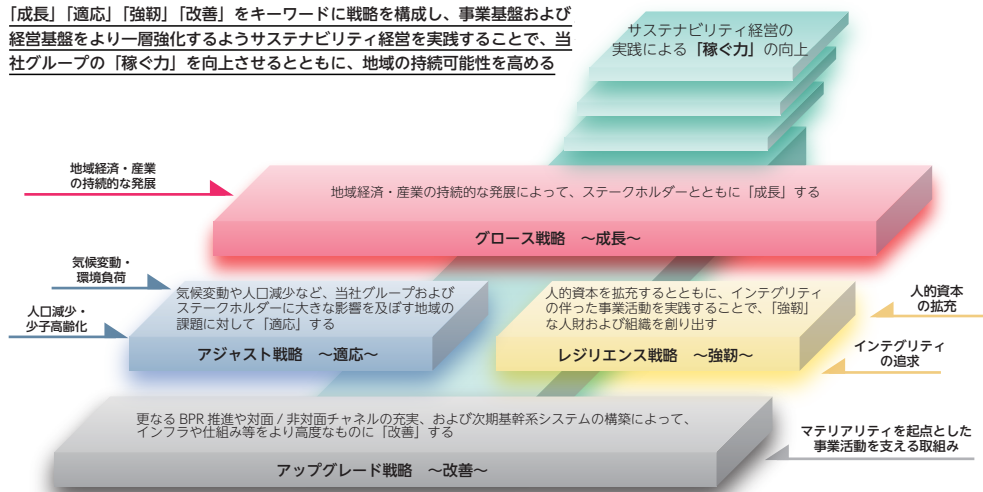
<2024年度中期経営計画の概要>

当社グループは、「2024年度中期経営計画」の策定にあたって、地域社会の変化と幅広いステークホルダーのニーズを踏まえた、当社グループの価値創造に大きく影響する重要項目（マテリアリティ）として、「気候変動・環境負荷」「人口減少・少子高齢化」「地域経済・産業の持続的な発展」「人的資本の拡充」「インテグリティの追求」の5つのマテリアリティを特定いたしました。



また、これらのマテリアリティに基づき、「成長」「適応」「強靱」「改善」をキーワードに、各部門の戦略を策定いたしました。

「成長」「適応」「強靱」「改善」をキーワードに戦略を構成し、事業基盤および経営基盤をより一層強化するようサステナビリティ経営を実践することで、当社グループの「稼ぐ力」を向上させるとともに、地域の持続可能性を高める



当社グループは、各戦略を遂行することで、サステナビリティ経営を実践し、幅広いステークホルダーに対する社会インパクトを創出するとともに、「稼ぐ力」を向上させることで、当社グループの企業価値向上に向けた経済インパクトを極大化させることを目指してまいります。

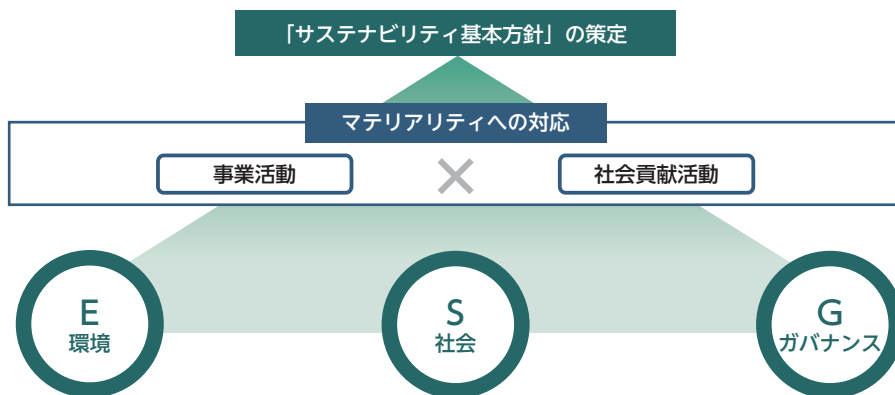
また、長期ビジョンの実現に向けた基礎構築のため、「営業×人財」の構造改革に着手し、営業体制の見直しや人員配置・人財育成計画の見直し等による事業・人財の各ポートフォリオの再構築を行っております。

「2024年度中期経営計画」に係る当期の具体的な取組みは以下のとおりです。

【サステナビリティに関する取組み】

当社グループにおけるサステナビリティに関する基本的な考え方を社内外に分かりやすく発信し、サステナビリティ経営を実践するため、当社グループの経営上の基本方針として「サステナビリティ基本方針」を取締役会の決議を経て策定いたしました。マテリアリティに対して事業活動・社会貢献活動の両面からグループ横断的に対応することで、地域社会の持続性の維持・向上に貢献し、中長期的な企業価値の向上を目指してまいります。

サステナビリティに関するE S G（環境・社会・ガバナンス）各要素における具体的な取組みは、以下のとおりです。



「環境」については、「2024年度中期経営計画」の策定に合わせて、CO₂排出量の削減目標を「グループ全体で2013年度比△50%（2013年度実績は伊予銀行単体）」、「2030年度にグループ全体で排出量実質ゼロ」と再設定いたしました。確実な目標達成のために「脱炭素に向けたロードマップ」を策定し、店舗設備の省エネ化や、再生可能エネルギー由来電力の導入といった削減施策を進めてまいります。

また、外部機関との連携による農業分野におけるJクレジット創出のサポートや、温室効果ガスの排出量可視化ツールの提供など、お客さまの脱炭素経営支援にも積極的に取り組んでおります。

「社会」については、マテリアリティに基づく当社グループの人権への取組み拡充の起点として、「人権方針」の策定と公表を行いました。企業における人権への取組みが注目されているなか、今後は次の段階の取組みとして「人権デューデリジェンス」を実施し、当社グループの事業活動が人権に及ぼす影響の把握・評価とその対応策の策定に向けた取組みを進めてまいります。

「ガバナンス」については、グループの中核企業である当社及び伊予銀行とともに監査等委員会設置会社とし、取締役会で議決権を持つ社外取締役の参画を得て、経営の透明性と客観性の確保を図るとともに、グループで一貫した内部管理体制を構築しております。また、代表取締役社長を議長とする「アドバイザリー・ボード」を設置し、

当社グループの経営戦略、ガバナンス等に関して、外部有識者による助言を取り入れる体制を整備しております。

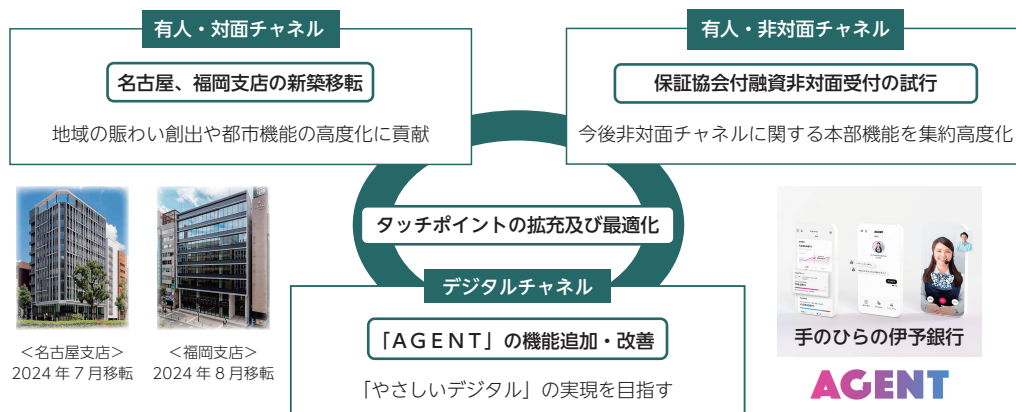
【チャネルに関する取組み】

お客さまと当社グループとのタッチポイントの拡充及び最適化を実現するため、各種チャネルの高度化に取り組んでおります。

有人の対面チャネルにつきましては、2024年7月に名古屋支店、2024年8月に福岡支店の新築移転が完了いたしました。両支店の店舗ビルは第三者向け賃貸スペースを併設しているほか、省エネ性の高い次世代型オフィスである「Z E B R e a d y」の認証を取得しており、地域の賑わい創出や都市機能の更なる高度化に貢献することを目指しております。

有人の非対面チャネルにつきましては、法人のお客さまを対象とした、保証協会付融資の非対面受付の試行運用を一部店舗にて開始いたしました。今後は電話やチャット等に関する本部機能を集約・高度化するなど、お客さま一人ひとりに合ったダイレクトチャネルでサービスを提供することで、顧客接点の維持拡充やC X（顧客体験価値）向上に取り組んでまいります。

デジタルチャネルにつきましては、「手のひらの伊予銀行」を標榜した個人向けバンキングアプリである「AGENT」の機能追加・改善に注力しております。どなたでも安心してお手続きができる「やさしいデジタル」の実現を目指し、現在30種類以上の銀行手続き機能を搭載するなど、今後も更なる機能拡充を予定しております。

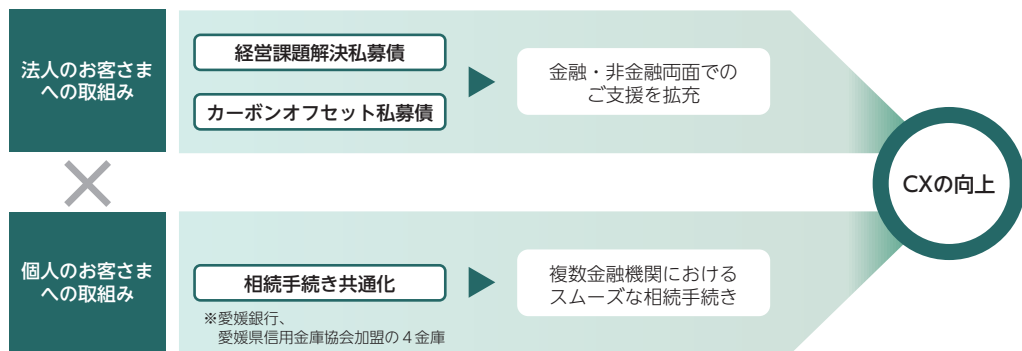


【商品・サービスに関する取組み】

法人のお客さま向けの商品として、企業価値の向上による地域活性化を目指す企業に対して一定の金利優遇を行う「経営課題解決私募債」と、社債発行手数料の一部を利用し、発行企業が行う脱炭素社会の実現に向けた取組みの費用を一部補助する「カーボンオフセット私募債」の取扱いを開始いたしました。今後もお客さまの課題に対して、金融・非金融両面でご支援できる体制を構築してまいります。

個人のお客さま向けには、2024年4月に株式会社愛媛銀行、2025年3月に愛媛県信用金庫協会加盟の4金庫（愛媛信用金庫、宇和島信用金庫、東予信用金庫、川之江信用金庫）との相続手続き共通化を開始いたしました。高齢化社会を迎え、預金等の相続手続きが増加傾向にあるなか、お手続きの際の書類様式や記入方法、ご提出いただく書類等を共通化することで、複数金融機関におけるお客さまの相続手続きがスムーズにご案内できる体制を構築いたしました。

今後もグループ一体となって最適な商品・サービスを提供し、CX（顧客体験価値）の向上に努めてまいります。



【人的資本経営に関する取組み】

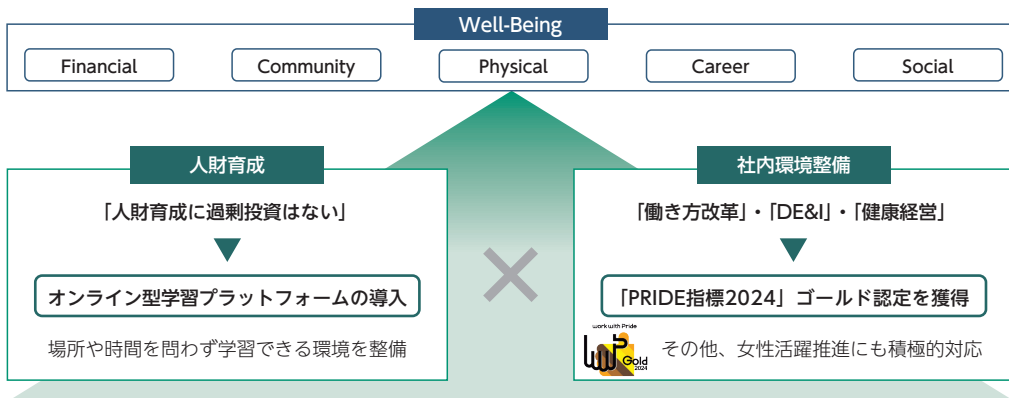
当社グループでは、人財を競争優位の源泉の一つと位置付け、全ての従業員の5つのWell-being（Career、Social、Financial、Physical、Community）実現を目指し、人財育成及び社内環境整備に取り組んでおり

ます。

人財育成につきましては、「人財育成に過剰投資はない」という理念・組織文化に基づき、積極的に人財育成投資を実施しております。2024年度は、オンライン型学習プラットフォームである「Udemy Business」を導入し、受講費用の一部を負担することで、場所や時間を問わず従業員が学習できる環境を整備しました。今後も従業員の自律的な学びを支援できるよう、自己啓発チャネル及び費用補助の拡充に取り組んでまいります。

社内環境整備につきましては、「専門的かつ多様な人財」がエンゲージメント高く働けるよう、「働き方改革」、「ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン（DE&I）」、「健康経営」を中心として取り組んでおります。2024年度は、LGBTQ+に関する企業・団体等の取組みの評価指標である「PRIDE指標2024」において、最高評価「ゴールド」認定を獲得いたしました。

また、女性活躍推進にも積極的に取り組んでおり、伊予銀行において女性活躍推進法に基づく優良認定マーク「えるぼし（三つ星）」や、次世代育児支援対策推進法に基づく認定マーク「プラチナくるみん」の認定を取得しております。



【株主さまご優待制度】

株主の皆さまの日頃からのご支援に感謝するとともに、当社株式への投資魅力を高め、長期にわたりより多くの皆さまに当社株式を保有していただくことを目的として、2026年3月末を基準日とする株主さまご優待制度より、内容を一部変更することといたしました。

※現行の内容（2025年3月末を基準日とする株主さまご優待制度まで適用いたします）

保有株式数	継続保有期間の定めなし
100株以上1,000株未満	ご優待品
1,000株以上5,000株未満	ご優待カタログから選択 (5,000円相当)
5,000株以上	ご優待カタログから選択 (10,000円相当)

※変更後の内容（2026年3月末を基準日とする株主さまご優待制度から適用いたします）

保有株式数	継続保有期間		
	1年未満	1年以上3年未満	3年以上
100株以上1,000株未満	対象外	ご優待品	ご優待品
1,000株以上3,000株未満	対象外	ご優待カタログから選択 (5,000円相当)	ご優待カタログから選択 (5,000円相当)
3,000株以上5,000株未満	対象外	ご優待カタログから選択 (5,000円相当)	ご優待カタログから選択 (10,000円相当)
5,000株以上	対象外	ご優待カタログから選択 (10,000円相当)	ご優待カタログから選択 (15,000円相当)

【I R・S R活動・格付等】

経営の透明性確保に向けた取組みといたしまして、2024年6月及び12月に、東京においてアナリスト・機関投資家向け「決算説明会」を、ライブ配信との併用によるハイブリッドで開催するなど、積極的な情報開示に努めました。また、企業価値向上に向けた意見交換の場として、機関投資家の皆さまとの個別面談を積極的に実施しております。

また、当社は株主、お取引先及び投資家の皆さまに、当社の経営内容をより深くご理解いただくため、株式会社日本格付研究所（JCR）から「AA」、株式会社格付投資情報センター（R&I）から

「A+」の格付を取得し、高い評価を受けております。

なお、伊予銀行は株式会社日本格付研究所（J C R）から「A A」、株式会社格付投資情報センター（R & I）から「A+」、海外の格付会社であるスタンダード＆プアーズ（S & P）から「A-」の格付を取得しております。

【コンプライアンス（法令等遵守）】

当社グループでは、コンプライアンスに関する取組みの具体的な実践計画である「グループコンプライアンス・プログラム」を毎年策定しております。グループコンプライアンス・プログラムの進捗状況やその他のコンプライアンスに関連する事項は、代表取締役社長を議長とするコンプライアンス会議（グループ経営会議）において審議され、取締役会に報告される体制を整備しております。

また、コンプライアンスを補完する考え方である「インテグリティ」（社会的倫理観に基づき、自律的に正しい行いをする）の追求を目的とした講義を全階層別研修で実施するとともに、定期的な勉強会を開催しております。

【リスク管理】

当社グループでは、バランスの取れた持続的成長と健全性の確保を両立するため、リスク管理を経営の最重要課題の一つと位置づけており、取締役会においてグループリスク管理計画を半期毎に策定し、リスク管理体制の強化とリスク管理水準の向上に取り組んでおります。また、南海トラフ巨大地震や豪雨災害等の自然災害及びシステム障害、感染症の蔓延等により業務継続が脅かされる緊急時に備え、「業務継続方針」を定め、この方針に基づき、「業務継続計画」を策定しております。さらに、近年複雑・巧妙化するサイバー攻撃への対応として、グループ横断的組織である「I-C-S-I-R-T」を設置し、早期警戒及び緊急時対応のための体制を整備しております。

以上のような取組みのなかで、株主の皆さまならびにお取引先の皆さまから力強いご支援を賜りますとともに、当社グループの総力を結集して業務に精励いたしました結果、次のような業績を収めることができました。

【当社グループの連結業績等】

連結経常収益は、国内金利の上昇及び貸出金残高の増加などにより資金運用収益が増加したことや政策保有株式等の有価証券を売却したことにより、その他業務収益及びその他経常収益が増加したことなどから、前年度比391億30百万円増加の2,318億88百万円となりました。また、連結経常費用は、国内金利の上昇などにより資金調達費用が増加したことや営業経費が増加したことなどから、前年度比226億82百万円増加の1,568億61百万円となりました。

この結果、連結経常利益は前年度比164億48百万円増加の750億27百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前年度比138億57百万円増加の533億21百万円となりました。

連結財政状態につきましては、総資産は前年度末比568億円減少して9兆2,015億円となり、純資産は前年度末比403億円減少して8,027億円となりました。

主要な勘定残高につきましては、譲渡性預金を含めた預金等は前年度末比1,876億円増加して7兆1,127億円、貸出金は前年度末比1,937億円増加して5兆8,391億円、有価証券は前年度末比2,241億円減少して1兆8,493億円となりました。

【伊予銀行の業績等】

伊予銀行の業績につきましては、経常収益は、国内金利の上昇及び貸出金残高の増加などにより資金運用収益が増加したことや政策保有株式等の有価証券を売却したことにより、その他業務収益及びその他経常収益が増加したことなどから、前年度比369億98百万円増加して2,099億15百万円となりました。また、経常費用は、国内金利の上昇などにより資金調達費用が増加したことや営業経費が増加したことなどから、前年度比206億46百万円増加して1,374億22百万円となりました。

この結果、経常利益は前年度比163億52百万円増加して724億93百万円、当期純利益は前年度比138億28百万円増加して516億95百万円となりました。

財政状態につきましては、総資産は前年度末比461億円減少して9兆1,492億円となり、純資産は前年度末比294億円減少して7,520億円となりました。

主要な勘定残高につきましては、譲渡性預金を含めた預金等は前年度末比1,839億円増加して7兆1,330億円、貸出金は前年度末比2,125億円増加して5兆8,800億円、有価証券は前年度末比2,241億円減少して1兆8,366億円となりました。

<対処すべき課題>

金融緩和政策の終了に伴う「金利ある世界」への移行のほか、デジタル化の進行など、当社グループを取り巻く経営環境は急速な変化を続けており、さらには、気候変動対応や人権尊重への取組み、ガバナンス体制の強化といったサステナビリティへの対応も問われております。

また、足元では、原燃料価格の高騰や為替動向、米国の関税引き上げ政策に起因する物価上昇や、人口減少に伴う人手不足・市場の縮小等がもたらす地場産業や個人消費への影響が懸念され、厳しい環境が継続しております。

このような経営環境の認識を踏まえ、当社グループは、「2024年度中期経営計画」のもと、マテリアリティに基づく各種戦略を遂行することで、長期ビジョンである「新たな価値を創造・提供し続ける企業グループ」の実現を目指してまいります。

今後はこれまで確立してきた資本の健全性を背景に、積極的な成長投資や、政策保有株式の削減、総還元性向の向上といった資本効率化施策を推進し、R O E の向上に努めるとともに、当社グループ一丸となって金融／非金融の両面から地域の発展・成長、課題解決に貢献するサービスの提供に尽力し、「潤いと活力ある地域の明日を創る」ことを存在意義とするグループ企業理念を体現してまいります。

(2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

イ 企業集団の財産及び損益の状況

(単位 百万円)

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
経 常 収 益	—	172,954	192,758	231,888
経 常 利 益	—	42,415	58,579	75,027
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	—	27,899	39,464	53,321
包 括 利 益	—	41,050	94,189	△16,414
純 資 産 額	—	759,838	843,027	802,723
総 資 産	—	8,550,778	9,258,385	9,201,585

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社は、2022年10月3日設立のため、2021年度の状況については記載しておりません。

ロ 当社の財産及び損益の状況

(単位 百万円)

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
営 業 収 益	—	9,565	10,842	24,653
受 取 配 当 額	—	8,775	9,345	23,089
銀行業を営む子会社	—	8,775	4,074	15,983
その他の子会社	—	—	5,271	7,105
当 期 純 利 益	—	8,811	9,361	23,006
1 株当たり当期純利益	円 銭 —	円 銭 28 26	円 銭 30 57	円 銭 76 83
総 資 産	—	504,512	502,861	502,184
銀行業を営む子会社株式等	—	481,904	481,904	481,904
その他の子会社株式等	—	18,957	19,157	19,157

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 「1株当たり当期純利益」は、当期純利益を自己株式を除く期中の平均発行済株式数で除して算出しております。
3. 当社は、2022年10月3日設立のため、2021年度の状況については記載しておりません。

(3) 企業集団の使用人の状況

	当 年 度 末		
	銀 行 業	リース業	その他の事業
使 用 人 数	2,736人	58人	245人

(注) 使用人数は、執行役員及び海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員を含んでおりません。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ 銀行業
株式会社伊予銀行
① 営業所数

			当 年 度 末	
愛媛県			117店 (うち出張所	8)
香川県			5 (	—)
高知県			1 (	—)
徳島県			1 (	—)
福岡県			2 (	—)
大分県			6 (	—)
山口県			1 (	—)
広島県			5 (	—)
岡山県			3 (	—)
兵庫県			2 (	—)
大阪府			3 (	—)
愛知県			1 (	—)
東京都			2 (	—)
国内計			149 (	8)
シンガポール			1 (	—)
海外計			1 (	—)
合計			150 (	8)

(注) 1. 上記のうち、27店舗 (うち出張所5店舗) は店舗内店舗による営業としております。
2. 上記のほか、インターネット支店を1店舗設置しております。
3. 上記のほか、当年度末において海外駐在員事務所、店舗外現金自動設備を次のとおり設置しております。

	当 年 度 末
海外駐在員事務所	1か所
店舗外現金自動設備	51,580か所

なお、上記の店舗外現金自動設備には、株式会社イーネット、株式会社ローソン銀行、株式会社セブン銀行との提携による共同の店舗外現金自動設備（以下、コンビニＡＴＭという）51,395か所を含んでおります。

② 当年度新設営業所
該当事項はありません。

- (注) 1. 当年度において、郡中支店中山出張所と郡中支店上灘出張所を廃止いたしました。また、香港駐在員事務所を廃止いたしました。
2. 当年度において、店舗外現金自動設備を3か所新設、4か所廃止いたしました（除く、コンビニＡＴＭ）。

③ 銀行代理業者の一覧
該当事項はありません。

④ 銀行が営む銀行代理業等の状況
該当事項はありません。

□ リース業及びその他の事業

会 社 名	主 要 な 営 業 所
株式会社いよぎんホールディングス	本社（松山市）

上記以外のリース業及びその他の事業の営業所等の概況につきましては、「(6) 重要な親会社及び子会社等の状況 □ 子会社等の状況」をご参照ください。

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位 百万円)

	銀行業	リース業	その他の事業	合計
設備投資の総額	19,263	16	59	19,338

□ 重要な設備の新設等

(単位 百万円)

	会社名	設備の内容	投資金額
銀行業	株式会社伊予銀行	本店南館 新築	7,628
	株式会社伊予銀行	名古屋支店 新築	2,673
	株式会社伊予銀行	福岡支店 新築	2,021
	株式会社伊予銀行	番町事務所 新築	695
	株式会社伊予銀行	高須寮 新築	370

- (注) 上記の他、当社の子会社である株式会社伊予銀行において、本店本館・別館の建替を予定しております。また、次期基幹系システム構築に取り組んでまいりましたが、当該システム構築を前提とした「基幹系システムの高度化推進」の計画を中止しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当社が有する 子会社等の 議決権比率	その他
株式会社伊予銀行	愛媛県松山市 南堀端町 1番地	銀行業務	20,948百万円	100.00%	—
いよぎん保証株式会社	愛媛県松山市 三番町4丁目 12番地1	住宅ローン・消費者ローンの債務保証業務	30百万円	100.00%	—
いよぎんキャピタル 株式会社	愛媛県松山市 南堀端町 1番地	株式・社債等への投資業務 投資ファンドの運営	320百万円	100.00%	—
株式会社 いよぎん地域経済研究 センター	愛媛県松山市 湊町4丁目 4番地3	産業・経済・金融に関する調査研究業務 経営相談業務 研修等の教育サービス業務	30百万円	100.00%	—
株式会社いよぎん ディーシーカード	愛媛県松山市 三番町4丁目 12番地1	クレジットカード業務 保証業務	50百万円	100.00%	—
いよぎんリース 株式会社	愛媛県松山市 大手町2丁目 5番地41	各種リース業務 融資業務	80百万円	100.00%	—
株式会社いよぎん コンピュータサービス	愛媛県松山市 高砂町2丁目 2番5号	情報処理受託業務 ソフトウェア開発業務	10百万円	100.00%	—
四国アライアンス証券 株式会社	愛媛県松山市 問屋町9番 41号	証券業務	3,000百万円	100.00%	—
株式会社 いよぎんデジタルソリューションズ	愛媛県松山市 南堀端町 1番地	コンサルティング業務	200百万円	100.00%	—
いよぎんビジネス サービス株式会社	愛媛県松山市 高砂町2丁目 2番5号	現金整理・精査業務 大口集金業務 現金自動設備の保守管理業務	10百万円	100.00% (100.00%)	—
株式会社いよぎん Challenge & Smile	愛媛県松山市 高砂町2丁目 2番5号	事務用品等の作成業務	10百万円	100.00% (100.00%)	—
いよベンチャー ファンド4号投資 事業有限責任組合	愛媛県松山市 南堀端町 1番地	ベンチャー企業への投資業務	500百万円	100.00% (100.00%)	—

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	資本金	当社が有する 子 会 社 等 の 議 決 権 比 率	その他
いよベンチャー ファンド5号投資 事業有限責任組合	愛媛県松山市 南堀端町 1番地	ベンチャー企業への投資業務	500百万円	100.00% (100.00%)	—
いよベンチャー ファンド6号投資 事業有限責任組合	愛媛県松山市 南堀端町 1番地	ベンチャー企業への投資業務	1,000百万円	100.00% (100.00%)	—
いよエバーグリーン 6次産業化応援ファンド 投資事業有限責任組合	愛媛県松山市 南堀端町 1番地	6次産業化事業体への投資業務	638百万円	100.00% (100.00%)	—
いよエバーグリーン農業 応援ファンド投資 事業有限責任組合	愛媛県松山市 南堀端町 1番地	農業法人への投資業務	202百万円	100.00% (100.00%)	—
いよエバーグリーン 農業応援ファンド2号 投資事業有限責任組合	愛媛県松山市 南堀端町 1番地	農業法人への投資業務	420百万円	100.00% (100.00%)	—
いよエバーグリーン 事業承継応援ファンド 投資事業有限責任組合	愛媛県松山市 南堀端町 1番地	事業承継先への投資業務	289百万円	100.00% (100.00%)	—

- (注) 1. 資本金は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 連結対象子会社は上記の重要な子会社等18社であり、持分法適用会社は該当ありません。
3. 当社が有する子会社等の議決権比率の（ ）内は間接議決権比率であります。

重要な業務提携の概況
該当事項はありません。

(7) 主要な借入先
該当事項はありません。

(8) 事業譲渡等の状況
該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 会社役員（取締役）に関する事項

(1) 会社役員 の 状況

(年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重 要 な 兼 職	その他
大 塚 岩 男	取締役会長	株式会社伊予銀行 取締役 会長 公益財団法人えひめ産業 振興財団 理事長 公益社団法人松山法人会 会長 一般社団法人愛媛県法人会 連合会 会長 四国電力株式会社 取締役 監査等委員（社外）	
三 好 賢 治	取締役社長（代表取締役） 〔 経営監査部担当 〕	株式会社伊予銀行 取締役 頭取（代表取締役） 一般社団法人愛媛県銀行協 会 会長	
長 田 浩	取締役専務執行役員 （代表取締役） 〔 経営企画部、秘書室、人 事企画部担当 〕	株式会社伊予銀行 専務取 締役（代表取締役）	
仙 波 宏 久	取締役常務執行役員	株式会社伊予銀行 常務取締 役	
伊 藤 眞 道	取締役監査等委員（常勤）		(注) 2.
上 甲 啓 二	取締役監査等委員（社外）		
野 間 自 子	取締役監査等委員（社外）	三宅坂総合法律事務所 パー トナー 株式会社エイジス 監査役 （社外） アクシスコンサルティング 株式会社 取締役監査等委 員（社外）	

- (注) 1. 田中琢二氏は、2024年11月30日付で取締役監査等委員（社外）を辞任しております。
2. 取締役監査等委員 野間自子氏は、弁護士の資格を有しております。
3. 取締役監査等委員の上甲啓二氏及び野間自子氏は、株式会社東京証券取引所に定める独立役員であります。
4. 上記のとおり、常勤の監査等委員を選定しております。その理由は、主要なグループ会社である銀行の実務及び事情に精通した者が、重要な会議等への出席や、会計監査人及び経営監査部との連携を密に図ること等により得られた情報及び知見について、監査等委員全員で共有することを通じて、監査等委員会による監査・監督の実効性を高めるためであります。

(参考)

当社は執行役員制度を採用しております。執行役員（取締役を兼務するものは除く）の氏名、地位及び担当は次のとおりであります。
(年度末現在)

氏 名	地 位 及 び 担 当
木 原 光 一	常務執行役員 リスク管理部担当
徳 永 貴 司	常務執行役員
佐 賀 山 隆	常務執行役員
藤 田 直 明	執行役員

(2) 会社役員に対する報酬等

A. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

(a) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の決定方針（以下「決定方針」という。）につきましては、代表取締役社長及び監査等委員である取締役で構成され、かつその過半数が独立社外取締役からなる任意の報酬諮問委員会である経営審議委員会（現指名報酬等委員会）に付議し、相当との意見を得て、取締役会において決議しております。

(b) 決定方針の内容の概要

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、報酬とグループの業績及び株主利益の連動性を高めるため、固定報酬及び変動報酬からなる金銭報酬ならびに非金銭報酬によって構成し、個々の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の決定に際しては各職責等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。また、報酬は子会社である株式会社伊予銀行（以下「伊予銀行」という。）と一体的に管理することとし、両社を兼務する場合は一定割合で按分するものとしております。

報酬の種類ごとの割合は、報酬が個々の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業績向上への動機付けとなるよう業績

との連動性を確保しつつ、株主との価値共有を進め持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう適切に設定しております。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、その客観性及び透明性を確保するために、株主総会において決議された年間報酬限度額及び上限ポイント数の範囲内において、代表取締役社長が個々の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬案を策定し、指名報酬等委員会（旧経営審議委員会）による審議及び答申を経て、取締役会にて指名報酬等委員会（旧経営審議委員会）の答申内容を尊重し、決議しております。

(c) 当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名報酬等委員会（旧経営審議委員会）が報酬案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

B. 取締役の報酬等の総額等

(単位 百万円)

区 分	支給人数	報 酬 等	報酬等の種類別の総額		
			固定報酬 (基本報酬)	変動報酬 (業績連動報酬等)	非金銭報酬 (非金銭報酬等)
取 締 役 (監査等委員である取締役を除く。)	5名	146	86	15	45
監査等委員である取締役	6名	45	45	—	—

(注) 1. 上記支給人数及び報酬等には、2024年6月27日開催の定時株主総会において退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名及び監査等委員である取締役2名を含めております。また、2024年11月30日付で辞任した監査等委員である取締役1名を含めております。

2. 変動報酬は、グループの業績と連動する短期インセンティブ、当社の配当実績と連動する配当基準報酬、個々の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の企業価値向上に向けた取組みに対する定性評価と連動するプロセス評価報酬及び第三者機関の調査に基づくESG評価指標に連動するESG評価加算で構成しております。短期インセンティブは、毎年3月末日の決算期における当社の連結コア業務粗利益、連結コア業務純益

及び親会社株主に帰属する当期純利益を指標として決定した支給基準額に、役位に応じた配分ポイントを乗じて、個々の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金額を算定しております。なお、当該業績指標を選定した理由は、グループの総合的な収益力を表す指標であるためです。当年度の実績は、当社の連結コア業務粗利益109,395百万円、連結コア業務純益41,021百万円及び親会社株主に帰属する当期純利益53,321百万円であります。配当基準報酬は、変動報酬の支給時点で各取締役（監査等委員である取締役を除く。）が保有するストックオプション権利株数と株式報酬制度のポイント数の合計に、前事業年度の1株当たり年間配当実績金額を乗じて、個々の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金額を算定しております。プロセス評価報酬は、役位に応じた支給金額範囲内で、各事業年度における企業価値向上に向けた取組状況等を踏まえた指名報酬等委員会（旧経営審議委員会）による定性評価を基に、個々の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金額を算定しております。E S G評価加算は、当社がE S G関連株式インデックスの構成銘柄に選定されている場合に固定報酬に一定の支給倍率を乗じて、個々の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金額を算定しております。

3. 非金銭報酬は、信託を用いた株式報酬制度に基づき、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」という。）が当社株式を取得し、当社が取締役（監査等委員である取締役を除く。）に付与するポイント数に相当する数の当社株式が本信託を通じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して交付される株式報酬です。

4. 当社の役員の報酬等は、2023年6月29日開催の定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は年額330百万円（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）以内、監査等委員である取締役の報酬限度額は年額85百万円以内と決議されております。当該決議に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名、監査等委員である取締役の員数は4名であります。

また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については、上記の報酬限度額とは別枠にて株式報酬制度を導入しております。株式報酬制度で設定した信託に拠出する上限金額は、当社成立の日（2022年10月3日）から2024年6月の定時株主総会終結の日までが合計600百万円、対象期間を延長した場合は、延長年数に200百万円を乗じた金額としております。当該決議に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名であります。

5. 監査等委員である取締役の報酬は、監査・監督業務の職務の正当性を確保する観点から、基本報酬のみとしており、株主総会において決議された報酬の総額の範囲内において、常勤・非常勤の別、監査業務の分担状況等を勘案し、監査等委員の協議をもって決定しております。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
伊 藤 眞 道	会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失が無いときは、法令が定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとしております。
上 甲 啓 二	
野 間 自 子	

(4) 補償契約

該当事項はありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社及びグループ会社の取締役及び執行役員	当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等損害賠償責任保険（D＆O保険）契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補することとしております。（保険料は当社が全額負担しております。）ただし、被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼 職 そ の 他 の 状 況
取締役監査等委員 上 甲 啓 二	該当事項はありません。
取締役監査等委員 野 間 自 子	三宅坂総合法律事務所 パートナー 株式会社エイジス 監査役（社外） アクシスコンサルティング株式会社 取締役監査等委員（社外）
取締役監査等委員 田 中 琢 二	該当事項はありません。

(注) 社外役員が兼職している他の法人等と当社との間には、記載すべき重要な関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会への 出 席 状 況	取締役会における発言 そ の 他 の 活 動 状 況
上 甲 啓 二	2年5か月	当期開催の取締役会 14回のうち14回、監 査等委員会14回のう ち14回、指名報酬等 委員会（旧経営審議委 員会）5回のうち5回	愛媛県副知事をはじめとする行政分野における要職を歴任するなど、組織運営及び地方行政に関する豊富な経験と高い見識を活かし、特にガバナンスの強化及び地域振興の視点からの適切な監督や有益な助言等によって、当社グループの中長期的な企業価値の向上に貢献いただくことを期待されていたところ、取締役会の企業価値向上に関する審議において、「既存の事業に加えて、当社グループがさらに株主や投資家から評価される新しい柱となるような事業を育てていくことが重要である。」等の専門的知見に基づく発言や指名報酬等委員会（旧経営審議委員会）の委員として、業務執行取締役の人事・報酬についての分析・検討等を通じて、当社グループの業務執行の監督を行っていただきました。
野 間 自 子	2年5か月	当期開催の取締役会 14回のうち14回、監 査等委員会14回のう ち14回、指名報酬等 委員会（旧経営審議委 員会）5回のうち5回	弁護士としての豊富な経験と高い見識及び企業法務における高度な専門性を活かし、特に法令遵守及びダイバーシティ推進の観点からの適切な監督や有益な助言等によって、当社グループの中長期的な企業価値の向上に貢献いただくことを期待されていたところ、取締役会の企業価値向上に関する審議において、「業績予想のあり方に加え、SDGs等の社会貢献という観点も重要である。」等の意見表明や、内部通報や外部委託先の情報漏洩対応における法的面からの助言、指名報酬等委員会（旧経営審議委員会）の委員として、業務執行取締役の人事・報酬についての分析・検討等を通じて、当社グループの業務執行の監督を行っていただきました。

氏 名	在任期間	取締役会への 出 席 状 況	取締役会における発言 そ の 他 の 活 動 状 況
田 中 琢 二	5 か月	2024年6月の就任時から、2024年11月30日の辞任時までに開催した取締役会6回のうち6回、監査等委員会6回のうち6回、指名報酬等委員会（旧経営審議委員会）2回のうち2回	関東財務局長や国際通貨基金（IMF）日本政府代表理事をはじめとする要職を歴任するなど、組織運営及び国際金融全般に関する豊富な経験と高い見識を活かし、特にガバナンスの強化、国際金融における観点からの適切な監督や有益な助言等によって、当社グループの中長期的な企業価値の向上に貢献いただくことを期待されていたところ、取締役会において、「金利環境が変化しつつある中で、イールドカーブに応じた貸出金の金利設定の適切性検証は、資金利益の基盤を固めるためにも重要である。」等の専門的知見に基づく発言や指名報酬等委員会（旧経営審議委員会）の委員として、業務執行取締役の人事・報酬についての分析・検討等を通じて、当社グループの業務執行の監督を行っていただきました。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位 百万円)

	支 給 人 数	当社からの報酬等	当社の親会社等 か ら の 報 酬 等
報 酬 等 の 合 計	4名	21	—

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4. 当社の株式に関する事項

(1) 株 式 数

発行可能株式総数 600,000千株

発行済株式の総数 313,408千株

(注) 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数

33,903名

(3) 大 株 主

株 主 の 氏 名 又 は 名 称	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数 等	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	35,883 ^{千株}	12.08 [%]
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行	20,228	6.81
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	8,878	2.98
株 式 会 社 伊 予 鉄 グ ル ー プ	7,075	2.38
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	6,207	2.09
大 王 海 運 株 式 会 社	6,000	2.02
住 友 林 業 株 式 会 社	5,911	1.99
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (常時代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	5,735	1.93
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社	5,415	1.82
い よ ぎ ん グ ル ー プ 従 業 員 持 株 会	4,372	1.47

- (注) 1. 持株数等は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 持株比率は、自己株式（16,409,621株）を控除して計算しております。
4. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社の持株数等のうち、信託業務に係る持株数等は35,883千株であります。なお、その内訳は、信託口35,883千株であります。
5. 株式会社日本カストディ銀行の持株数等のうち、信託業務に係る持株数等は20,228千株であります。
なお、その内訳は、信託口15,217千株、退職給付信託口4,519千株、年金信託口165千株、年金特金口325千株であります。

(4) 役員保有株式

	株式の交付を受けた者の人数	株式の数（株式の種類 及び種類ごとの数）
取締役 (監査等委員である取締役を除く。)	1名	普通株式 33,500株

(注) 株式報酬制度に基づき、退任した取締役に對して交付された株式の数を記載しております。

5. 当社の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (監査等委員である取締役を除く。)	①名称 株式会社いよぎんホールディングス第1回新株予約権 ②新株予約権の数 152個 ③目的となる株式の種類及び数 普通株式 15,200株 ④新株予約権の行使期間 2022年10月3日から2041年7月15日まで ⑤権利行使価額 1株当たり 1円 ⑥権利行使についての条件 新株予約権者は、当社又は株式会社伊予銀行の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。	1名
	①名称 株式会社いよぎんホールディングス第2回新株予約権 ②新株予約権の数 240個 ③目的となる株式の種類及び数 普通株式 24,000株 ④新株予約権の行使期間 2022年10月3日から2042年7月17日まで ⑤権利行使価額 1株当たり 1円 ⑥権利行使についての条件 新株予約権者は、当社又は株式会社伊予銀行の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。	1名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (監査等委員である取締役を除く。)	①名称 株式会社いよぎんホールディングス第3回新株予約権 ②新株予約権の数 163個 ③目的となる株式の種類及び数 普通株式 16,300株 ④新株予約権の行使期間 2022年10月3日から2043年7月16日まで ⑤権利行使価額 1株当たり 1円 ⑥権利行使についての条件 新株予約権者は、当社又は株式会社伊予銀行の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。	1名
	①名称 株式会社いよぎんホールディングス第4回新株予約権 ②新株予約権の数 178個 ③目的となる株式の種類及び数 普通株式 17,800株 ④新株予約権の行使期間 2022年10月3日から2044年7月16日まで ⑤権利行使価額 1株当たり 1円 ⑥権利行使についての条件 新株予約権者は、当社又は株式会社伊予銀行の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。	2名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (監査等委員である取締役を除く。)	①名称 株式会社いよぎんホールディングス第5回新株予約権 ②新株予約権の数 116個 ③目的となる株式の種類及び数 普通株式 11,600株 ④新株予約権の行使期間 2022年10月3日から2045年7月15日まで ⑤権利行使価額 1株当たり 1円 ⑥権利行使についての条件 新株予約権者は、当社又は株式会社伊予銀行の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。	2名
	①名称 株式会社いよぎんホールディングス第6回新株予約権 ②新株予約権の数 263個 ③目的となる株式の種類及び数 普通株式 26,300株 ④新株予約権の行使期間 2022年10月3日から2046年7月15日まで ⑤権利行使価額 1株当たり 1円 ⑥権利行使についての条件 新株予約権者は、当社又は株式会社伊予銀行の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。	2名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (監査等委員である取締役を除く。)	①名称 株式会社いよぎんホールディングス第7回新株予約権 ②新株予約権の数 297個 ③目的となる株式の種類及び数 普通株式 29,700株 ④新株予約権の行使期間 2022年10月3日から2047年7月14日まで ⑤権利行使価額 1株当たり 1円 ⑥権利行使についての条件 新株予約権者は、当社又は株式会社伊予銀行の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。	3名

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等
該当事項はありません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位 百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	そ の 他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 黒 川 智 哉 指定有限責任社員 大 橋 正 紹	19	(注) 2.

- (注) 1. 当社、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 130百万円
当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な情報を入手しかつ報告を受け、過年度の職務遂行状況及び報酬実績を確認し、当事業年度の会計監査計画の内容及び報酬見積の算出根拠の適正性等について必要な検証を行い、審議した結果、これらについて、適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 補償契約

該当事項はありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかに該当すると認められる場合には、必要に応じて、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任した旨及び解任の理由を解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。

また、監査等委員会は、上記の解任事由に該当しない場合であっても、会計監査人の職務の執行状況や当社の監査体制等を勘案して会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

そのため、監査等委員会は、監査等委員会が定める「会計監査人の評価実施基準」に則り、会計監査人の評価を実施いたします。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 業務の適正を確保する体制

(1) 業務の適正を確保するための体制整備

業務の適正を確保するため、取締役会で定めた「内部統制システムの整備に係る基本方針」に基づき体制整備に努めております。なお、下記の「業務の適正を確保するための体制整備」は事業年度末日現在のものであります。

A. 法令等遵守体制

(a) 企業理念の実践

当社グループの企業理念である「〔存在意義〕潤いと活力ある地域の明日を創る」、「〔経営姿勢〕最適のサービスで信頼に応える」および「〔行動規範〕感謝の心でベストをつくす」を具現化するため、当社グループの全役職員は、これら企業理念の具体的な行動基準である「行動指針」等の実践に努める。

(b) 法令等遵守を重視した企業風土の確立

当社の取締役は、法令等遵守を経営の最重要課題と位置付け、法令等遵守を重視した倫理観ある企業風土の確立に誠実かつ率先垂範して取り組む。

特に、社長は、年頭挨拶や各種会議、研修等、可能な機会をとらえ、法令等遵守に関する取組姿勢を当社グループ全体に示すものとする。

(c) 規程等の整備

当社は、取締役会において、当社グループの全役職員が遵守しなければならない規準を制定し、その周知徹底に努めるとともに、法令等の制定・改廃や経営環境の変化等を踏まえ適宜これを見直す。

また、当社は、取締役会において、法令等遵守に関する当社グループの具体的な実践計画を年度ごとに策定する。

(d) 組織等の整備

当社は、当社グループの法令等遵守に関する統括部門を設置し、当社グループ内に配置するコンプライアンス担当者から、各拠点の法令等遵守状況に関する報告等を受ける体制を整備する。

また、当社は、社長を議長とするコンプライアンス会議において、当社グループ全体の法令等遵守体制に関する事項等を審議し、その内容を取締役会に報告する体制を整備する。

(e) 報告・相談体制の整備

当社は、当社グループにおいて、法令等遵守に関し問題があると思われる事実もしくは行為またはそのおそれが発見された場合の内部通報を含む報告・相談体制を整備し、適正な運用を行う。

また、当社は、当社グループのお客さまからのご要望や苦情等を一元的に管理・検証する部門を設置し、グループ経営会議においてその内容を定期的に審議する。

(f) 教育・研修体制の整備

当社の取締役は、外部研修や勉強会等に積極的に参加し、法令等遵守に関する情報等の収集に努める。

当社のコンプライアンス統括部門および当社グループのコンプライアンス担当者は、グループ内の集合研修および各拠点内の勉強会等において、法令等遵守に関する教育・研修体制の充実を図る。

(g) モニタリング体制の整備

当社のコンプライアンス統括部門は、当社グループにおける法令等遵守に関するモニタリングの実施状況を一元的に管理し、必要な対応を行う。

当社の内部監査部門は、対応結果の報告を受け、当社グループにおける法令等遵守体制の適切性・有効性について内部監査を実施する。

(h) マネー・ローンダリング、テロ資金供与、拡散金融およびその他制裁違反の防止に向けた対応

当社は、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、拡散金融およびその他制裁違反を防止するため、取締役会の主導的な関与のもと、各部門の役割・責任等を明確にし、当社グループにおける組織横断的な対応態勢を構築する。

(i) 反社会的勢力への対応

当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度を貫き、取引の遮断に努める。

B. 情報の保存・管理

(a) 文書の保存・管理

当社グループ各社の各所管部署は、取締役の職務執行に係る情報を記録した株主総会議事録、取締役会議事録、諸会議・委員会議事録、稟議書等を適切に保存・管理する。

(b) 情報セキュリティ

当社グループ各社の各所管部署は、情報セキュリティに係る管理規程等を整備し、当社グループの保有する情報資産の適切な保護に努める。

C. リスク管理体制

(a) リスク管理計画の策定

当社は、当社グループの業務上発生する各種リスクについて、リスク管理の具体的な対応方針の決定や高度化を進めるために、取締役会においてリスク管理計画を半期ごとに策定する。

(b) 規程等の整備

当社グループ各社の各リスク管理主管部署は、それぞれのリスクの特性等を踏まえた管理規程等を整備し、これらの規程等に基づき適切にリスク管理を実施する。

(c) 組織等の整備

当社は、当社グループのリスク管理全般を統括する部門を設置するとともに、当社グループ各社にリスク管理を担当する部門を設置する。

また、社長を委員長とするグループALM委員会を設置し、運用・調達の基本方針等を検討する。

さらに、リスク管理部門の担当役員を委員長とするグループオペレーショナル・リスク管理委員会およびグループ信用リスク管理委員会を設置し、当社グループのリスク管理状況を組織横断的に検証し、管理態勢の改善強化を検討する。

(d) モニタリング体制の整備

当社のリスク管理部門は、当社グループにおける各種リスク管理に関するモニタリングの実施状況を一元的に管理し、必要な対応を行う。

当社の内部監査部門は、対応結果の報告を受け、当社グループにおけるリスク管理体制の適切性・有効性について内部監査を実施する。

(e) 危機管理体制の整備

当社は、自然災害、システム障害、感染症の蔓延、人為的な災害等により、業務継続が脅かされる緊急時において、業務の継続または速やかな再開を図るため、当社グループにおける危機管理体制を整備する。

また、当社は、サイバー攻撃に対応するため、グループ横断的な専門組織を設置し、攻撃の未然防止や被害を受けた場合の対応を行う体制を整備する。

D. 効率的な職務執行体制

(a) 担当役員

当社は、迅速な意思決定と職務執行が行われるよう、各部門の担当役員を定める。

(b) グループ経営会議

当社は、取締役会の定める「グループ経営会議規程」に基づき、社長の業務執行を補佐するため、役付取締役等によって構成されるグループ経営会議を設置する。グループ経営会議は、取締役会の決定した基本方針に基づき、当社グループ経営全般の重要事項を協議する。

(c) 機構、業務分掌および職制

当社は、取締役の職務執行が効率的に行われるよう、機構、業務分掌および職制を定める。

(d) 経営計画等の策定と進捗管理

当社は、計画的な業務執行が行われるよう、取締役会において、当社グループの経営計画等を策定する。

また、経営計画等の進捗状況を継続的に把握するとともに、経営環境の変化等を踏まえて適宜これを見直す。

(e) デジタルの活用

当社グループは、IT（情報技術）や情報システム等を活用することにより、取締役の職務執行の効率化・合理化に努める。

E. その他のグループ経営管理体制

(a) 財務報告の信頼性確保

当社グループは、法令および会計基準等を遵守し、財務報告の信頼性の確保に努める。

(b) グループ会社の管理

ア. 規程の整備

当社は、取締役会において、当社グループを適切に管理するための規程を制定する。

イ. 組織等の整備

当社は、グループ会社に対する指導・支援を統括する部門を設置する。

また、当社とグループ会社間で定例的な会議を開催するとともに、グループ会社の経営上の重要事項について、グループ会社から当社に協議・報告を行う制度を設けることにより、グループ会社を適切に管理する。

ウ. 経営管理

当社は、グループ会社に対して、法令等遵守およびリスク管理等の体制整備に関する指導・支援を行い、グループ会社の取締役等の職務執行の効率性を確保するとともに、当社内部監査部門がグループ会社への内部監査を実施し、当社グループ全体における業務の適正を確保する。

また、当社は、グループ会社役職員から当社コンプライアンス統括部門への、法令等遵守に係る事案に関する報告・相談体制を整備する。

F. 監査等委員会の監査業務の補助に関する事項

(a) 組織の整備

当社は、監査等委員会の事務局として、その補助事務等処理する部署を設置する。

(b) 補助者の配置と独立性および指示の実効性の確保

当社は、監査等委員会の事務局たる部署に、監査等委員会の職務を補助する職員を置く。当該職員は他の業務を兼務しないものとし、当該職員の人事異動等については、監査等委員会の意見を参考にし、これを尊重のうえ社長が決裁する。

G. 監査等委員会への報告および監査の実効性確保に関する体制

(a) 主要な会議等への出席

当社の監査等委員は、当社グループ各社の主要な会議等に出席し意見を述べることができ、当社は、このことを関連する規程等において明記する。

- (b) 代表取締役等と監査等委員会との定期的な会合
当社の代表取締役等は、監査等委員会と定期的に会合をもち、当社グループが対処すべき課題、当社グループを取り巻くリスクのほか、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、監査等委員会との相互認識と信頼関係を深めるよう努める。
- (c) 監査等委員と内部統制部門との定期的な会合
当社の監査等委員は、当社の経営管理部門、リスク管理部門、人事部門等の内部統制部門と定期的に会合を持ち、内部統制システムに関する事項について報告を受け、必要に応じて調査を求める。
- (d) 監査等委員会への報告
 - ア. 当社は、当社グループの役職員が当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実およびその他法令等遵守に関する問題があることを発見したときの監査等委員会への報告体制を整備する。
 - イ. 当社の監査等委員会は、当社グループの役職員に対して、報告・意見を求めることができる。また、当社グループの役職員は、これに速やかに対応する。
 - ウ. 当社の監査等委員会は、当社グループ各社に対して事業の報告を求め、または、その業務および財産の状況を調査する。
 - エ. 当社グループは、監査等委員会に報告を行った者に対して、報告を理由とする不利益な処遇は一切行わない。
- (e) 監査等委員会と内部監査部門との関係
 - ア. 当社の内部監査部門は、監査等委員会および社長の指揮命令に従うものとする。
 - イ. 当社の監査等委員会は、内部監査部門から内部管理態勢における課題等について定期的に報告を受け、必要に応じて内部監査部門に具体的指示を行うことができる。なお、内部監査部門は監査等委員会と社長の指示に齟齬がある場合は、監査等委員会の指示を尊重するものとする。
 - ウ. 当社の監査等委員会の指揮命令を受ける内部監査部門の部門長の人事異動等については、監査等委員会の意見を参考にし、これを尊重のうえ社長が決裁する。
 - エ. 内部監査部門の規程の制定および改廃ならびに内部監査計

画の策定については、取締役会等の決定に先立ち、当社の監査等委員会の承認を要するものとする。

(f) 監査等委員の職務の執行に係る費用

ア. 当社の監査等委員の職務の執行に必要と認められる費用（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）は、当社が負担する。

イ. 当社は、監査等委員の職務の執行に必要と認められる費用を速やかに支弁するため、半期ごとに、一定額の予算を設ける。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

A. 法令等遵守体制

当社は、当社グループの法令等遵守に関する統括部門として、リスク管理部を設置し、当社グループ内に配置するコンプライアンス担当者から、各拠点の法令等遵守状況に関する報告等を受けています。

また、社長を議長とするコンプライアンス会議において、当社グループ全体の法令等遵守体制に関する事項等を審議し、その内容を取締役に報告しています。なお、当事業年度はコンプライアンス会議を14回開催しました。

B. 情報の保存・管理

当社グループ各社の各所管部署は、取締役の職務執行に係る情報を記録した株主総会議事録、取締役会議事録、諸会議・委員会議事録、稟議書等を適切に保存・管理しています。

また、「情報セキュリティ管理規程」を制定する等、当社グループの保有する情報資産の適切な保護に努めています。

C. リスク管理体制

当社は、社長を委員長とするグループALM委員会を設置し、運用・調達の基本方針等を検討しています。

また、リスク管理部担当役員を委員長とするグループオペレーショナル・リスク管理委員会およびグループ信用リスク管理委員会を設置し、当社グループのリスク管理状況を組織横断的に検証し、管理態勢の改善強化を検討しています。なお、当事業年度は

グループA L M委員会を11回、グループオペレーショナル・リスク管理委員会を4回、グループ信用リスク管理委員会を4回開催しました。

D. 効率的な職務執行体制

当社は、計画的な業務執行が行われるよう、取締役会において、グループ経営計画を策定しています。

また、経営計画の進捗状況を継続的に把握するため、社長を議長とする経営計画会議を開催し、経営環境の変化等を踏まえて適宜これを見直しています。なお、当事業年度は経営計画会議を3回開催しました。

E. その他グループ経営管理体制

当社は、グループ会社に対する指導・支援を統括する部門として経営企画部を設置しています。

また、当社とグループ会社間で経営計画会議等の定例的な会議を開催するとともに、グループ会社の経営上の重要事項について、グループ会社から当社に協議・報告を行う制度を設けることにより、グループ会社を適切に管理しています。

F. 監査等委員会への報告および監査の実効性確保に関する体制

当社は、「監査等委員会内部通報規程」を制定する等、当社グループの役職員が当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実およびその他法令等遵守に関する問題があることを発見したときの監査等委員会への報告体制を整備しています。

また、当社の内部監査部門は、監査等委員会および社長と毎月ミーティングを実施し、監査状況を報告したうえで、適宜指示を受けています。

当社の代表取締役等は、監査等委員会と定期的に会合をもち、当社グループが対処すべき課題、当社グループを取り巻くリスクのほか、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について定期的に意見を交換し、監査等委員会との相互認識と信頼関係を深めるよう努めています。

9. 特定完全子会社に関する事項

会 社 名	住 所	株式の帳簿価額	当社の総資産額
株式会社伊予銀行	愛媛県松山市南堀端町1番地	481,904百万円	502,184百万円

10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

11. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

12. その他

会社法第459条第1項の規定による定款の定めがあるときは、当該定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

当社は、地域経済の発展に貢献すべく十分な健全性を確保しながら、株主さまへの長期安定的な利益還元や成長に向けた資本の有効活用を行っていくことを基本方針としております。

この基本方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、1株につき25円とさせていただきました。

第3期末（2025年3月31日現在）連結貸借対照表

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け 金	1,120,284	預 金	6,498,773
コールローン及び買入手形	15,400	譲 渡 性 預 金	614,007
買 入 金 銭 債 権	3,818	コールマネー及び売渡手形	1,495
商 品 有 価 証 券	322	売 現 先 勘 定	131,946
金 銭 の 信 託	5,025	債券貸借取引受入担保金	159,757
有 価 証 券	1,849,378	借 用 金	693,330
貸 出 金	5,839,163	外 国 為 替	948
外 国 為 替	6,650	信 託 勘 定 借	1,689
リース債権及びリース投資資産	41,098	そ の 他 負 債	153,367
そ の 他 資 産	172,737	賞 与 引 当 金	2,519
有 形 固 定 資 産	85,050	退職給付に係る負債	8,385
建 物	30,238	睡眠預金払戻損失引当金	386
土 地	48,179	偶 発 損 失 引 当 金	1,186
リ ー ス 資 産	2,039	株 式 報 酬 引 当 金	742
建 設 仮 勘 定	166	固定資産解体費用引当金	1,014
その他の有形固定資産	4,427	特 別 法 上 の 引 当 金	7
無 形 固 定 資 産	12,732	繰 延 税 金 負 債	80,168
ソ フ ト ウ ェ ア	10,005	再評価に係る繰延税金負債	9,622
その他の無形固定資産	2,726	支 払 承 諾	39,511
退職給付に係る資産	46,799	負 債 の 部 合 計	8,398,862
繰 延 税 金 資 産	337	(純資産の部)	
支 払 承 諾 見 返	39,511	資 本 金	20,000
貸 倒 引 当 金	△36,725	資 本 剰 余 金	28,299
資 産 の 部 合 計	9,201,585	利 益 剰 余 金	558,243
		自 己 株 式	△21,318
		株 主 資 本 合 計	585,224
		その他有価証券評価差額金	175,877
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	12,307
		土 地 再 評 価 差 額 金	18,457
		退職給付に係る調整累計額	10,452
		その他の包括利益累計額合計	217,093
		新 株 予 約 権	115
		非 支 配 株 主 持 分	289
		純 資 産 の 部 合 計	802,723
		負債及び純資産の部合計	9,201,585

第3期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）連結損益計算書

(単位 百万円)

科 目		金 額	
経常収益			231,888
資金運用収益		145,137	
貸出金利息		91,572	
有価証券利息配当金		49,487	
コールローン利息及び買入手形利息		300	
買入先利		0	
債券貸借取引受入利息		15	
預け金利息		3,376	
その他の受入利息		384	
信託報酬		8	
役務の取引等収益		16,510	
その他の他業収益		51,016	
償却債権の取立益		328	
その他の他業収益		18,886	
経常費用			156,861
資金調達費用		55,607	
預渡金利息		15,548	
譲渡性預金利息		1,132	
コールマネー利息及び売渡手形利息		736	
売入先利		6,208	
債券貸借取引支払利息		8,926	
借入金の支払利息		7,672	
その他の支払利息		15,381	
役務の取引等費用		5,496	
その他の他業費用		25,494	
その他の他業費用		66,262	
貸倒引当金繰入額		3,999	
その他の他業費用		1,444	
経常利益		2,555	
特別利益			75,027
固定資産処分益		1	1
特別損失			782
固定資産処分損失		360	
減損損失		224	
金融商品取引責任準備金繰入額		0	
固定資産解体費用引当金繰入額		196	
税金等調整前当期純利益			74,245
法人税、住民税及び事業税		20,986	
法人税等調整額		△44	
法人税等合計			20,941
当期純利益			53,304
非支配株主に帰属する当期純損失(△)			△17
親会社株主に帰属する当期純利益			53,321

第3期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）連結株主資本等変動計算書

(単位 百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当期首残高	20,000	27,700	516,974	△8,900	555,773
当期変動額					
剰余金の配当			△12,085		△12,085
親会社株主に 帰属する当期純利益			53,321		53,321
自己株式の取得				△13,596	△13,596
自己株式の処分		599		1,179	1,779
土地再評価差額金の取崩			32		32
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	599	41,268	△12,417	29,451
当期末残高	20,000	28,299	558,243	△21,318	585,224

(単位 百万円)

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	退職給付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当期首残高	250,412	2,664	18,765	15,002	286,845	119	289	843,027
当期変動額								
剰余金の配当								△12,085
親会社株主に 帰属する当期純利益								53,321
自己株式の取得								△13,596
自己株式の処分								1,779
土地再評価差額金の取崩								32
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△74,535	9,642	△307	△4,550	△69,751	△3	△0	△69,755
当期変動額合計	△74,535	9,642	△307	△4,550	△69,751	△3	△0	△40,304
当期末残高	175,877	12,307	18,457	10,452	217,093	115	289	802,723

連結計算書類の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等 18社

会社名

株式会社伊予銀行
いよぎんビジネスサービス株式会社
株式会社いよぎんChallenge & Smile
いよぎん保証株式会社
いよぎんキャピタル株式会社
いよベンチャーファンド4号投資事業有限責任組合
いよベンチャーファンド5号投資事業有限責任組合
いよベンチャーファンド6号投資事業有限責任組合
いよエバーグリーン6次産業化応援ファンド投資事業有限責任組合
いよエバーグリーン農業応援ファンド投資事業有限責任組合
いよエバーグリーン農業応援ファンド2号投資事業有限責任組合
いよエバーグリーン事業承継応援ファンド投資事業有限責任組合
株式会社いよぎん地域経済研究センター
株式会社いよぎんディーシーカード
いよぎんリース株式会社
株式会社いよぎんコンピュータサービス
四国アライアンス証券株式会社
株式会社いよぎんデジタルソリューションズ

(2) 非連結の子会社及び子法人等 5社

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(3) 他の会社等の議決権（業務執行権）の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社及び子法人等としなかった当該他の会社等 4社

投資事業等を営む非連結の子会社及び子法人等が、投資育成等を図りキャピタルゲイン獲得を目的等とする営業取引として株式等を所有しているものであり、傘下に入れる目的ではないことから、子会社及び子法人等として取り扱っておりません。

2. 持分法の適用に関する事項

- | | |
|--------------------------|-------------|
| (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等 | 該当事項はありません。 |
| (2) 持分法適用の関連法人等 | 該当事項はありません。 |
| (3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 | 5 社 |
| (4) 持分法非適用の関連法人等 | 3 社 |

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等並びに関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計方針に関する事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等並びに関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記1. 及び2. (1)と同じ方法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 15年～40年 その他 5年～10年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 貸倒引当金の計上基準

銀行業を営む連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込

額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに必要な修正等を加えて算定しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は12,343百万円であります。

その他の会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定管理部署が査定結果を検証のうえ資産査定監査部署が査定結果を監査しております。

6. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

7. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し利益計上を行った睡眠預金の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づき必要と認められる額を計上しております。

8. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

9. 株式報酬引当金の計上基準

株式報酬引当金は、株式交付規程に基づく当社取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び執行役員並びに株式会社伊予銀行の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び執行役員への当社株式の交付等に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

10. 固定資産解体費用引当金の計上基準

固定資産解体費用引当金は、当社の子会社である株式会社伊予銀行が保有する本店等の解体に伴う支出に備えるため、将来発生すると見込まれる額を計上しております。

11. 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、証券事故による損失に備えるため、連結される子会社が金融商品取引法第46条の5及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

12. 退職給付に係る会計処理の方法

銀行業を営む連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年

度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過 去 勤 務 費 用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

なお、上記を除く一部の連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

13. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

銀行業を営む連結子会社の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

その他の会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

14. 重要な収益及び費用の計上基準

(1) 顧客との契約から生じる収益の計上基準

顧客との契約から生じる収益は、主に預金・貸出業務、為替業務及び証券関連業務等に付随する役務提供の対価としての収益であり、役務提供等により約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額を認識しております。

(2) ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(3) オペレーティング・リース取引に係る収益の計上基準

リース期間に基づくリース契約上の受取るべき月当たりリース料を基準として、その経過期間に対応するリース料を計上しております。

15. 重要なヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

銀行業を営む連結子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

銀行業を営む連結子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当

額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

（貸倒引当金）

1. 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

貸倒引当金 36,725百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

（1）算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「会計方針に関する事項 5. 貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

（2）主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における債務者の信用リスク」であります。「債務者区分の判定における債務者の信用リスク」は、各債務者の財務状況、資金繰り、収益力等により返済能力を評価し、設定しております。

（3）翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

個別債務者の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計年度に係る連結計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

追加情報

（信託を用いた株式報酬制度）

当社及び当社の子会社である株式会社伊予銀行(以下「伊予銀行」という。)は、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、当社取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び執行役員並びに伊予銀行の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び執行役員(以下あわせて「取締役等」という。)に対し、信託を用いた株式報酬制度を導入しております。

1. 取引の概要

信託は、当社が拠出する資金を原資として、当社株式を取得します。

当社及び伊予銀行が定める株式交付規程に基づき、取締役等にポイントを付与し、その退任時において、信託を通じてポイントに応じた当社株式及び金銭を交付します。

2. 信託が保有する当社の株式に関する事項

（1）信託が保有する当社株式は、信託における帳簿価額により株主資本において自己株式として計上しております。

（2）信託における帳簿価額は2,112百万円であります。

（3）信託が保有する当社の株式の当連結会計年度末株式数は1,786千株であります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	8,987百万円
危険債権額	72,846百万円
要管理債権額	12,990百万円
三月以上延滞債権額	1,888百万円
貸出条件緩和債権額	11,102百万円
小計額	94,824百万円
正常債権額	6,053,028百万円
合計額	6,147,853百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

2. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は7,566百万円であります。

3. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	723,221百万円
貸出金	615,781百万円

担保資産に対応する債務

預金	26,412百万円
売現先勘定	131,946百万円
債券貸借取引受入担保金	159,757百万円
借入金	681,625百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券382百万円及びその他資産35,000百万円を差し入れております。

また、その他資産には、先物取引差入証拠金5,838百万円、金融商品等差入担保金33,925百万円、保証金71百万円及び敷金263百万円が含まれております。

4. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,194,505百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,005,131百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内（行内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

5. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、銀行業を営む連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条のうち主に第1号に定める地価公示価格、第2号に定める基準地標準価格に基づいて、奥行価格補正、時点修正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 10,702百万円

6. 有形固定資産の減価償却累計額 54,418百万円

7. 有形固定資産の圧縮記帳額 8,138百万円

8. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は48,777百万円であります。

9. 元本補填契約のある信託の元本金額 1,689百万円

(連結損益計算書関係)

「その他の経常費用」には、貸出金償却18百万円、株式等償却236百万円を含んでおります。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	313,408	—	—	313,408	
合 計	313,408	—	—	313,408	
自己株式					
普通株式	10,495	8,905	1,205	18,195	(注) 1,2,3
合 計	10,495	8,905	1,205	18,195	

- (注) 1. 自己株式のうち普通株式の増加8,905千株は、市場買付による自己株式の取得による増加7,902千株、株式報酬制度に係る信託における取得による増加1,000千株、単元未満株式の買取りによる増加1千株及び従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブとしての株式割当の無償取得による増加0千株であります。
2. 自己株式のうち普通株式の減少1,205千株は、株式報酬制度に係る信託への第三者割当による自己株式の処分による減少1,000千株、株式報酬制度における当社株式の交付等による減少131千株、従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブとしての処分による減少69千株、新株予約権の権利行使による減少4千株及び単元未満株式の買増請求に伴う処分による減少0千株であります。
3. 自己株式のうち普通株式の当連結会計年度期首株式数及び当連結会計年度末株式数には、株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式がそれぞれ917千株、1,786千株含まれております。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の 内 訳	新株予約権 の目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)	摘要
			当連結会計 年 度 期 首	当連結会計年度		当連結会計 年 度 末		
				増加	減少			
当社	ストック・ オプション としての新 株予約権		—				115	
合 計			—				115	

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年5月10日取締役会	普通株式	6,076百万円	20.00円	2024年3月31日	2024年6月6日
2024年11月8日取締役会	普通株式	6,008百万円	20.00円	2024年9月30日	2024年12月10日
合計		12,085百万円			

- (注) 1. 2024年5月10日取締役会決議による配当金の総額には、株式報酬制度に係る信託に対する配当金18百万円が含まれております。
2. 2024年11月8日取締役会決議による配当金の総額には、株式報酬制度に係る信託に対する配当金15百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年5月9日取締役会	普通株式	7,424百万円	利益剰余金	25.00円	2025年3月31日	2025年6月6日

- (注) 配当金の総額には、株式報酬制度に係る信託に対する配当金44百万円が含まれております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、預金業務、貸出業務等の銀行業務を中心に、リース業務等の金融サービス事業を行っております。そのため、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しており、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(A L M)を行っております。その一環として、デリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主としてお取引先に対する貸出金であり、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、純投資目的及び経営政策目的で保有しているほか、一部売買目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

外貨建金融資産・負債については為替の変動リスクに晒されており、通貨スワップ取引及び為替スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避しております。

デリバティブ取引にはA L Mの一環で行っている金利スワップ取引があります。当社グループでは、金利スワップ取引をヘッジ手段として、ヘッジ対象である貸出金に関わる金利の

変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。なお、ヘッジ対象とヘッジ手段を発生別・残存期間別にグルーピングし、ヘッジ手段の残高がヘッジ対象の残高を上回っていないことを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

このほか、一部ヘッジ会計の要件を満たしていない取引は、為替及び金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社グループにおいては、半年毎に「グループリスク管理計画」を取締役会で策定し、そのなかで信用リスクに関する方針を定めております。具体的には、特定のお取引先並びに実質的に同一とみなされるお取引先グループ、特定の業種への与信集中の抑制によるリスクの分散等を図っております。また、与信集中の抑制以外にも、内部格付別・営業ブロック別・全業種別等の与信状況について定期的に管理・分析を行っており、信用リスクの高度化による与信ポートフォリオの最適化に努めております。これらの管理状況の結果については、項目に応じて定期的に取締役会等へ報告を行っております。

また、リスク管理部を営業推進部門・審査関連部門から完全に独立した信用リスク管理部と定め、「内部格付制度」を当社グループにおける信用リスク管理の根幹の制度と位置付け、その上で制度に関する基準を制定し、個社別の与信管理、業務運営等に活用しております。リスク管理部では、当社グループの内部格付制度の設計・基準制定及び変更、内部格付制度の検証及び運用の監視等を所管しており、内部格付制度の適切な運営や格付の正確性・一貫性の確保に責任を負う体制としております。

一方、審査関連部門は個別与信にかかる審査等を担当しており、営業推進部門から分離し審査の独立性を確保するとともに、融資に関する基本原則を遵守し、お取引先の財務状況や資金使途、返済能力等を勘案した厳正かつ総合的な審査を実施しております。なお、資産の自己査定については、資産査定基準の制定等をリスク管理部が所管した上で、営業店による1次査定、本部各部による2次査定ののち、リスク管理部による検証を実施する等、厳正な運用体制を確保しております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、リスク管理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

当社グループでは、市場リスクを適正にコントロールし、収益性と健全性を両立させていくため、グループALM委員会を中心とする管理体制のもとで市場リスクの統合管理を行っております。

グループALM委員会では、ギャップ法や時価評価分析、期間損益シミュレーション、VaR(バリュー・アット・リスク)等の多面的な手法を活用して、適時・的確にリスクの把握を行っております。これらの手法によるリスク分析に加え、収益構造分析、経済環境・市場予測等に基づいて、運用・調達の基本方針やグループリスク管理計画、ヘッジ戦略を検討しております。なお、市場取引部門については、取引を執行する部署及び決済等の事務を行う部署から独立したリスク管理部であるリスク管理部を設置し、相互牽制を図っております。

また、半年毎に取締役会で策定している「グループリスク管理計画」においてリスク量

のリミットを設定し、リスク管理部はその遵守状況のモニタリングを実施するとともに、モニタリング結果を定期的に取り締役会等に報告を行っております。

(市場リスクに係る定量的情報)

当社グループでは、市場リスクの計測をV a Rにより行っております。V a Rの算定にあたっては、分散共分散法(保有期間120営業日、信頼区間99.9%、観測期間1,200営業日)を採用しております。

当社グループにおいて主要な市場リスクは株式リスクと金利リスクであり、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「預金」、「借入金」、「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引、金利キャップ取引であります。

当連結会計年度末現在、株式リスクや金利リスクを含む当社グループの市場リスク量(損失額の推計値)は2,067億円であります。

なお、当社グループでは、V a RとV a R計測期間に対応した実際の損益変動を比較するバックテストングを定期的の実施し、使用する計測モデルの精度に問題がないことを確認しております。ただし、V a Rは過去の相場変動から統計的に算出した市場リスク量であり、市場環境が激変する状況下におけるリスクを適正に表せない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは、A L Mを通して、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金等は、次表には含めておりません（(注1) 参照）。また、現金預け金、コールローン及び買入手形、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、コールマネー及び売渡手形、売現先勘定並びに債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対 照表計上額	時価	差額
(1) 買入金銭債権	3,818	3,818	－
(2) 商品有価証券			
売買目的有価証券	322	322	－
(3) 金銭の信託	5,025	5,025	－
(4) 有価証券（＊1）			
其他有価証券	1,825,158	1,825,158	－
(5) 貸出金	5,839,163	5,711,276	
貸倒引当金（＊2）	△35,172		
	5,803,990	5,711,276	△92,713
資 産 計	7,638,315	7,545,601	△92,713
(1) 預金	6,498,773	6,491,030	△7,743
(2) 譲渡性預金	614,007	614,007	－
(3) 借入金	693,330	681,085	△12,245
負 債 計	7,806,111	7,786,122	△19,988
デリバティブ取引（＊3）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	2,059	2,059	－
ヘッジ会計が適用されているもの	(7,198)	(7,198)	－
デリバティブ取引計	(5,139)	(5,139)	－

（＊1）有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（＊2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（＊3）其他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（＊4）重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金等の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
市場価格のない株式等（*1）（*2）	13,417
組合出資金等（*3）	10,802

（*1）市場価格のない株式等には非上場株式が含まれ、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

（*2）当連結会計年度において、非上場株式について147百万円減損処理を行っております。

（*3）組合出資金等は主に匿名組合、投資事業組合等であります。これらは「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品
当連結会計年度（2025年3月31日）

(単位：百万円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
買入金銭債権	－	－	545	545
商品有価証券				
売買目的有価証券				
国債	322	－	－	322
金銭の信託	－	－	2,125	2,125
有価証券(*)				
その他有価証券				
国債	95,106	76,670	－	171,777
地方債	－	286,772	－	286,772
社債	－	27,816	49,059	76,875
株式	348,002	－	－	348,002
その他	534,403	406,225	983	941,612
資 産 計	977,835	797,484	52,713	1,828,033
デリバティブ取引				
金利関連	26	19,202	－	19,228
通貨関連	－	△24,387	－	△24,387
株式関連	20	－	－	20
デリバティブ取引計	46	△5,185	－	△5,139

(*) 有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は118百万円であります。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
当連結会計年度（2025年3月31日）

(単位：百万円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
買入金銭債権	－	－	3,272	3,272
金銭の信託	－	－	2,900	2,900
貸出金	－	－	5,711,276	5,711,276
資 産 計	－	－	5,717,449	5,717,449
預金	－	6,491,030	－	6,491,030
譲渡性預金	－	614,007	－	614,007
借入金	－	681,085	－	681,085
負 債 計	－	7,786,122	－	7,786,122

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

買入金銭債権

買入金銭債権のうち、信託受益権については、取引金融機関等から提示された価格によっており、入手した価格に使用されたインプットに基づきレベル3の時価に分類しております。信託受益権以外の買入金銭債権については、債権の性質上短期のものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

商品有価証券

商品有価証券は国債であり、活発な市場における無調整の相場価格を利用しているため、レベル1の時価に分類しております。

金銭の信託

金銭の信託の信託財産の構成物については、取引金融機関等から提示された価格によっており、構成物のレベルに基づき、レベル3の時価に分類しております。

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しているものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

社債のうち自行保証付私募債は、残存期間に応じた適切な市場利率に内部格付に応じた信

用リスクを反映させた割引率で割り引いて時価を算定しており、当該割引率が観察できないインプットであることからレベル3の時価に分類しております。

これらに該当しない有価証券については、取引金融機関等から提示された価格を利用しており、入手した価格に使用されたインプットに基づきレベル3の時価に分類しております。

貸出金

貸出金のうち、変動金利による貸出金については、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。固定金利による貸出金については、貸出金の元利金キャッシュ・フローを残存期間に応じた適切な市場利子率に内部格付等に応じた信用リスクを反映させた割引率で割り引いて時価を算定しており、当該割引率が観察できないインプットであることからレベル3の時価に分類しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）の貸出金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

負 債

預金及び譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金については、将来のキャッシュ・フローを残存期間に応じた適切な市場利子率に当社の信用リスクを反映した割引率で割り引いて時価を算定しております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。これらについては、レベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金のうち、変動金利による借入金については、短期間で市場金利を反映し、また、当社並びに連結される子会社及び子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利による借入金については、当該借入金の元利金キャッシュ・フローを残存期間に応じた適切な市場利子率に当社の信用リスクを反映した割引率で割り引いて現在価値を算定しております。これらについては、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しているものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引や金利先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、現在価値技法やオプション価格評価モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。また、取引相手の信用リスク及び当社の信用リスクに基づく価格調整を行っております。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しております。

(注2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報 (2025年3月31日)

区 分	評価技法	重要な観察できない インプット	インプットの範囲	インプットの 加重平均
有価証券				
社債	現在価値技法	割引率	0.1%－16.5%	0.3%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益 (2025年3月31日)

(単位：百万円)

	期首残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入、売却、 発行及び 決済の純額	レベル3の 時価への 振替	レベル3の 時価からの 振替	期末残高	当期の損益に 計上した額の うち連結貸借 対照表日にお いて保有する 金融資産及び 金融負債の 評価損益
		損益に計上	その他の 包括利益に 計上					
買入金銭債権	901	－	0	△356	－	－	545	－
金銭の信託	1,885	61	△59	237	－	－	2,125	61
有価証券								
その他有価証券								
社債	52,466	18	△304	△3,122	－	－	49,059	－
その他	980	－	2	－	－	－	983	－

(3) 時価の評価プロセスの説明

当社グループはリスク管理部門にて時価の算定に関する方針及び手続並びに時価評価モデルの使用に係る手続を定めております。算定された時価及びレベルの分類については、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性を検証しております。第三者から入手した相場価格を時価として利用する場合においては、使用されている評価技法及びインプットの確認や当社が算定した推計値との比較等の適切な方法により妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

社債のうち自行保証付私募債の時価の算定で用いている割引率は、スワップ・レートなどの基準市場金利に対する調整率であり、主に信用リスクから生じる金融商品のキャッシュ・フローの不確実性に対し市場参加者が必要とする報酬額であるリスク・プレミアムから構成されます。一般に、割引率の著しい上昇（低下）は時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

(税効果会計関係)

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（2025年法律第13号）が2025年3月31日に成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する連結会計年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.5%から、2026年4月1日以後開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については31.4%となります。この税率変更により、当連結会計年度の繰延税金資産は312百万円増加、繰延税金負債は2,526百万円増加、その他有価証券評価差額金は2,339百万円減少、繰延ヘッジ損益は161百万円減少、圧縮記帳積立金は25百万円減少、繰越利益剰余金は25百万円増加、法人税等調整額は286百万円減少しております。再評価に係る繰延税金負債は275百万円増加し、土地再評価差額金は同額減少しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報（2025年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合 計
	銀行業	リース業	計		
役務取引等収益					
預金・貸出業務	3,701	—	3,701	—	3,701
為替業務	3,141	—	3,141	—	3,141
証券関連業務	917	—	917	1,642	2,559
その他業務	5,102	—	5,102	356	5,458
顧客との契約から生じる経常収益	12,862	—	12,862	1,998	14,861
上記以外の経常収益	198,119	18,504	216,623	403	217,027
外部顧客に対する経常収益	210,981	18,504	229,486	2,402	231,888

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、情報処理受託・ソフトウェア開発業及び証券業等であります。

(1株当たり情報)

- | | |
|----------------------------------|-----------|
| 1. 1株当たりの純資産額 | 2,717円76銭 |
| 2. 1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額 | 178円08銭 |
| 3. 潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額 | 177円99銭 |

(注) 株主資本において自己株式として計上されている株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式は、1株当たりの純資産額、1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額の算定上、控除する自己株式に含めております。

当連結会計年度において控除した当該期末の普通株式の数は1,786千株、期中平均株式数は1,176千株であります。

第3期末（2025年3月31日現在）貸借対照表

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	1,036	流 動 負 債	278
現 金 及 び 預 金	1,036	未 払 金	2
固 定 資 産	501,148	未 払 費 用	21
無 形 固 定 資 産	13	未 払 法 人 税 等	50
ソ フ ト ウ ェ ア	13	未 払 消 費 税 等	20
投 資 そ の 他 の 資 産	501,134	賞 与 引 当 金	71
関 係 会 社 株 式	501,061	そ の 他 流 動 負 債	112
繰 延 税 金 資 産	73	固 定 負 債	124
		株 式 報 酬 引 当 金	124
		負 債 の 部 合 計	403
		(純資産の部)	
		株 主 資 本	501,666
		資 本 金	20,000
		資 本 剰 余 金	479,757
		資 本 準 備 金	5,000
		そ の 他 資 本 剰 余 金	474,757
		利 益 剰 余 金	23,226
		そ の 他 利 益 剰 余 金	23,226
		繰 越 利 益 剰 余 金	23,226
		自 己 株 式	△21,318
		新 株 予 約 権	115
		純 資 産 の 部 合 計	501,781
資 産 の 部 合 計	502,184	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	502,184

第3期（2024年4月1日から 2025年3月31日まで）損益計算書

(単位 百万円)

科 目		金 額
営 業 収 益		24,653
関 係 会 社 受 取 配 当 金	23,089	
関 係 会 社 受 入 手 数 料	1,564	
営 業 費 用		1,624
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,624	
営 業 利 益		23,029
営 業 外 収 益		1
受 取 利 息	1	
雑 収 入	0	
経 常 利 益		23,030
税 引 前 当 期 純 利 益		23,030
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	47	
法 人 税 等 調 整 額	△23	
法 人 税 等 合 計		24
当 期 純 利 益		23,006

第3期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）株主資本等変動計算書

(単位 百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	20,000	5,000	474,158	479,158
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			599	599
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	－	－	599	599
当期末残高	20,000	5,000	474,757	479,757

(単位 百万円)

	株 主 資 本				新株予約権	純資産合計
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株主資本 合 計		
	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計				
当期首残高	12,304	12,304	△8,900	502,562	119	502,681
当期変動額						
剰余金の配当	△12,085	△12,085		△12,085		△12,085
当期純利益	23,006	23,006		23,006		23,006
自己株式の取得			△13,596	△13,596		△13,596
自己株式の処分			1,179	1,779		1,779
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					△3	△3
当期変動額合計	10,921	10,921	△12,417	△895	△3	△899
当期末残高	23,226	23,226	△21,318	501,666	115	501,781

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法により行っております。

2. 固定資産の減価償却の方法

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(2) 株式報酬引当金

株式報酬引当金は、株式交付規程に基づく当社取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び執行役員への当社株式の交付等に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

追加情報

(信託を用いた株式報酬制度)

当社及び当社の子会社である株式会社伊予銀行(以下「伊予銀行」という。)は、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、当社取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び執行役員並びに伊予銀行の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び執行役員(以下あわせて「取締役等」という。)に対し、信託を用いた株式報酬制度を導入しております。

1. 取引の概要

信託は、当社が拠出する資金を原資として、当社株式を取得します。

当社及び伊予銀行が定める株式交付規程に基づき、取締役等にポイントを付与し、その退任時において、信託を通じてポイントに応じた当社株式及び金銭を交付します。

2. 信託が保有する当社の株式に関する事項

(1) 信託が保有する当社株式は、信託における帳簿価額により株主資本において自己株式として計上しております。

(2) 信託における帳簿価額は2,112百万円であります。

(3) 信託が保有する当社の株式の当事業年度末株式数は1,786千株であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社に対する金銭債権総額 1,036百万円
2. 関係会社に対する金銭債務総額 2百万円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引高
 - (1) 営業取引による取引高

営業収益	24,653百万円
営業費用	61百万円
 - (2) 営業取引以外の取引による取引高

営業外収益	1百万円
-------	------
2. 関連当事者との取引

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の 所有(被所有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社伊予銀行	所有直接 100%	経営管理等・ 役員の兼任	配当金の受取	15,983	－	－
				経営管理手数料の受取(注)	1,486	－	－
子会社	いよぎん保証株式会社	所有直接 100%	経営管理等・ 役員の兼任	配当金の受取	2,793	－	－
子会社	いよぎんリース株式会社	所有直接 100%	経営管理等・ 役員の兼任	配当金の受取	1,712	－	－
子会社	株式会社いよぎんコンピュータサービス	所有直接 100%	経営管理等・ 役員の兼任	配当金の受取	2,600	－	－

(注) 経営管理手数料は、当社の経営活動に必要な諸経費として合理的に見積もられた金額に基づき算定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	10,495	8,905	1,205	18,195	(注) 1,2,3
合 計	10,495	8,905	1,205	18,195	

- (注) 1. 自己株式のうち普通株式の増加8,905千株は、市場買付による自己株式の取得による増加7,902千株、株式報酬制度に係る信託における取得による増加1,000千株、単元未満株式の買取りによる増加1千株及び従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブとしての株式割当の無償取得による増加0千株であります。
2. 自己株式のうち普通株式の減少1,205千株は、株式報酬制度に係る信託への第三者割当による自己株式の処分による減少1,000千株、株式報酬制度における当社株式の交付等による減少131千株、従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブとしての処分による減少69千株、新株予約権の権利行使による減少4千株及び単元未満株式の買増請求に伴う処分による減少0千株であります。
3. 自己株式のうち普通株式の当事業年度期首株式数及び当事業年度末株式数には、株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式がそれぞれ917千株、1,786千株含まれております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

株式報酬引当金	38 百万円
賞与引当金	21
未払事業税	2
その他	10
繰延税金資産小計	73
評価性引当額	—
繰延税金資産合計	73
繰延税金負債	—
繰延税金負債合計	—
繰延税金資産の純額	73 百万円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(2025年法律第13号)が2025年3月31日に成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.5%から、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については31.4%となります。この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産は1百万円増加し、法人税等調整額は1百万円減少しております。

(1株当たり情報)

- | | |
|------------------------|-----------|
| 1. 1株当たりの純資産額 | 1,699円33銭 |
| 2. 1株当たりの当期純利益金額 | 76円83銭 |
| 3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 | 76円80銭 |

(注) 株主資本において自己株式として計上されている株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式は、1株当たりの純資産額、1株当たりの当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上、控除する自己株式に含めております。

当事業年度において控除した当該期末の普通株式の数は1,786千株、期中平均株式数は1,176千株であります。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月7日

株式会社 いよざんホールディングス
取締役会 御 中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 黒川 智 哉
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 大橋 正 紹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社いよざんホールディングスの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社いよざんホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうか

を評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関し責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月7日

株式会社 いよざんホールディングス

取締役会 御 中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 黒川 智哉
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大橋 正紹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社いよざんホールディングスの2024年4月1日から2025年3月31日までの第3期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第3期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法および結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号および八に掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその整備および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の経営監査部その他内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2025年5月8日

株式会社 いよざんホールディングス 監査等委員会

監査等委員 伊 藤 眞 道

監査等委員 上 甲 啓 二

監査等委員 野 間 自 子

(注) 監査等委員 上甲啓二、野間自子は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

(注) 監査等委員は、電子署名をしております。

(注) 監査等委員 田中琢二は、2024年11月30日をもって辞任いたしました。なお、監査等委員の員数につきましては、法令および定款の規定を満たしております。

以 上

以 上

株主総会会場ご案内略図

会場

ANAクラウンプラザホテル松山

本館 4 階「ダイヤモンドボールルーム」

愛媛県松山市一番町 3 丁目 2 番地 1



お願い

- 株主さまへのお土産はご用意しておりません。
- 駐車スペースには限りがありますので、できる限り公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。